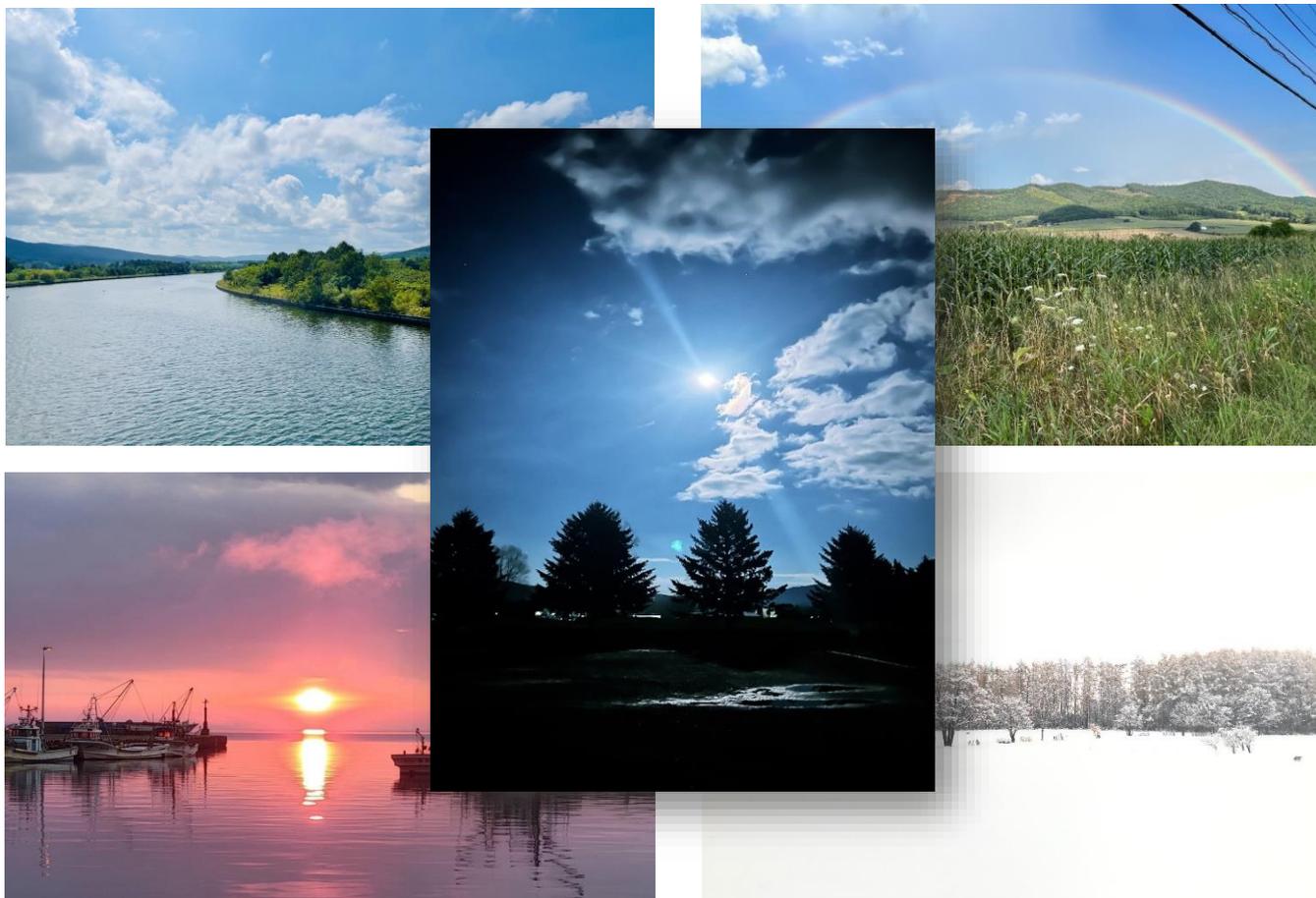


第3期 佐呂間町 地域創生総合戦略

～自然の恵みに感謝し、人が人を支え、

共に創（つく）る、生涯の郷（さと）、サロマ～

（第5期佐呂間町総合計画タイトルより）



令和8年4月
北海道佐呂間町

目次

はじめに	1
I. 策定の趣旨	1
II. 第3期総合戦略の位置づけ	2
III. 第3期総合戦略の構成と期間	3
1. 全体の構成	3
2. 人口ビジョン及び総合戦略の期間	4
第1章 佐呂間町人口ビジョン	5
I. 人口の現状分析	5
1. 佐呂間町の人口推移	5
2. 年齢3区分の推移	6
3. 出生・死亡・転入・転出の推移	8
(1) 自然的要因	8
(2) 社会的要因	8
4. 年齢階級別の人口移動の状況	10
5. 総人口における産業別就業者数	11
(1) 雇用や就労に関する分析	12
II. 将来人口の推計と分析	17
1. 総人口の将来推計と減少段階の分析	17
2. 人口減少による影響分析	22
(1) 就業者数の将来推計	22
(2) 税金	23
III. 人口の将来展望	24
1. 人口分析のまとめ	24
2. めざすべき将来の方向	25
(1) 基本姿勢	25
(2) めざす姿と、その実現に向けた方向性	26
3. 人口の将来展望	27
(1) 将来人口の設定	27

第2章 佐呂間町総合戦略	30
I. 基本的な考え方	30
1. 総合戦略の概要	30
2. 総合戦略の計画期間と位置づけ	30
(1) 計画期間	30
(2) 総合戦略の位置づけ	30
3. 総合戦略の策定体制	32
(1) 佐呂間町地方創生推進本部	32
(2) 町議会との連携	32
(3) 関係機関との連携	32
(4) 住民参加	32
4. 総合戦略の構成	33
(1) 基本目標	33
(2) 基本施策	33
(3) 具体的な施策	33
5. 「PDCA サイクル」による進捗管理	34
6. 国や道の総合戦略との連携や制度の活用	35
(1) 自立性	35
(2) 将来性	35
(3) 地域性	35
(4) 直接性	36
(5) 結果重視	36
7. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則	35
8. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進	36
9. 「基本目標」の設定	38
II. 基本戦略	39
基本目標1 地域産業の振興により、多様な雇用を創出する	39
基本目標2 地域の魅力を生かし、新たな人の流れをつくる	42
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	45
基本目標4 安心して住み続けることができる地域をつくる	48

はじめに

I. 策定の趣旨

まち・ひと・しごと創生に関しては、少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、首都圏や都市圏への過度な人口集中を是正、また、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力のある日本社会を維持していくことを目的として、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法（以下「法」）」が制定され、法に基づき国において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」）及び2025年度（令和7年度）を初年度とする5ヶ年の施策の方向性を提示する「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の総合戦略」）が閣議決定されました。

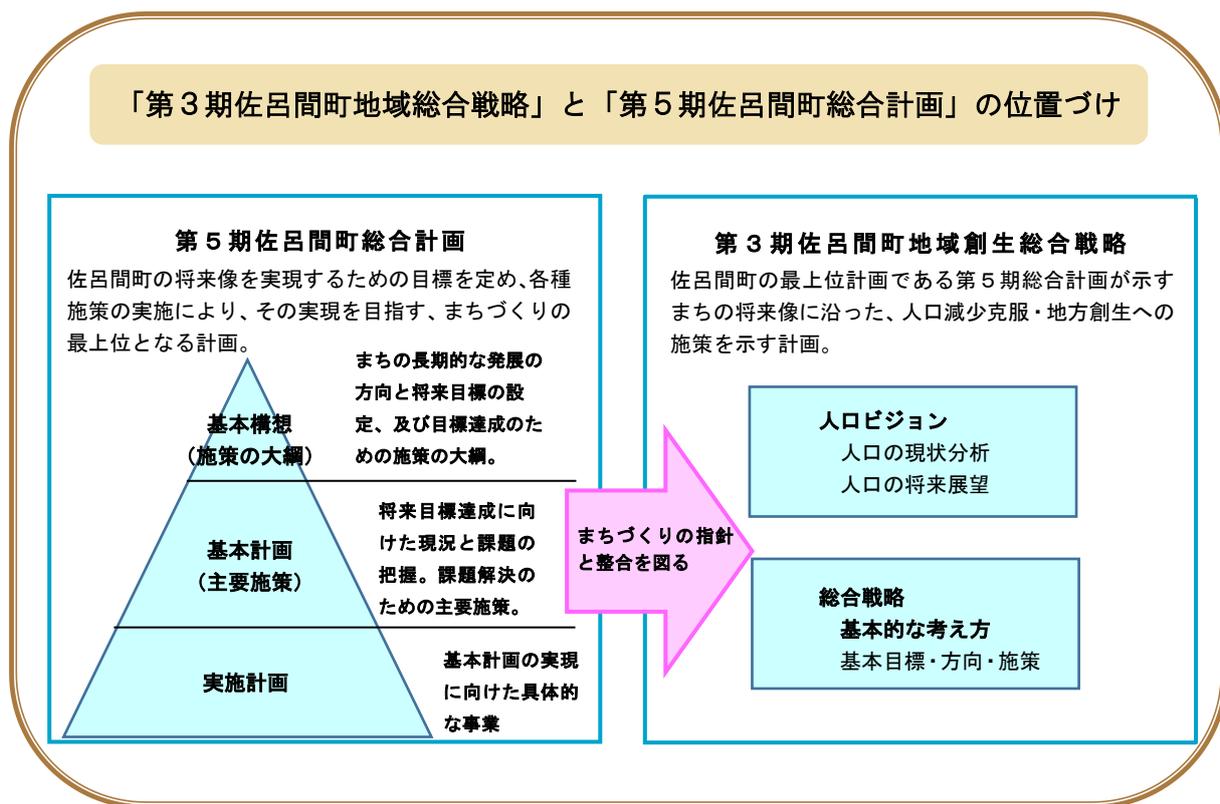
佐呂間町においては、法に基づき、2016年3月（平成27年度）に「第1期佐呂間町地域創生総合戦略」（以下「第1期総合戦略」）、2020年3月（令和2年度）には「第2期佐呂間町地域創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」）を策定し、2060年（令和42年）の総人口の目標値として3,000人を維持することと定め、この目標を達成するべく4つの基本目標と、それぞれの基本目標に対し、計画期間内に達成する数値目標を掲げ、人口減少の抑制に向けた取り組みを進めてきました。しかし、2025年（令和7年）11月末には、本町の人口は4,236人となり、第2期総合戦略策定当時と比べて741人減少するなど、確実に人口減少が進んでいる状況です。

この度、第2期総合戦略の計画期間が2025年度（令和7年度）で終了することから、第2期総合戦略の成果と課題を検証したうえで、2026年度（令和8年度）からの地方創生の取組を切れ目なく推進するため、国の長期ビジョン及び国の総合戦略並びに北海道人口ビジョン、第3期北海道創生総合戦略を勘案し、「第3期佐呂間町地域創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」）を策定し、将来にわたって、「活力ある持続可能な地域社会」を実現するため、住民、行政、関係機関等が一体となり、「自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つ）くる、生涯の郷（さと）、サロマ」を将来像としたまちづくりを目指します。

Ⅱ. 第3期総合戦略の位置づけ

第3期総合戦略は、法第10条の規定により、「佐呂間町人口ビジョン（改定版）」で示す将来的な人口減少社会の克服や持続可能な地域づくりを実現するため、第2期総合戦略を見直し、新たに本町の「まち・ひと・しごと創生¹」に向けた基本目標や基本施策、具体的な施策をまとめたものです。

第3期総合戦略は、人口減少克服・地域創生に結びつく各分野におけるまちの活性化を目的とするもので、本町の総合的な振興・発展を目的とし、まちづくりの最上位計画として策定された「第5期佐呂間町総合計画」（以下「総合計画」）に準じた計画として位置づけ、総合計画が示す将来像の実現を目指していくことを基本とし、「総合計画」と整合性を図った計画として策定します。



¹ 「まち・ひと・しごと創生」とは、まち（国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成）・ひと（地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保）・しごと（地域における魅力ある多様な就業の機会の創出）を一体的に推進すること。

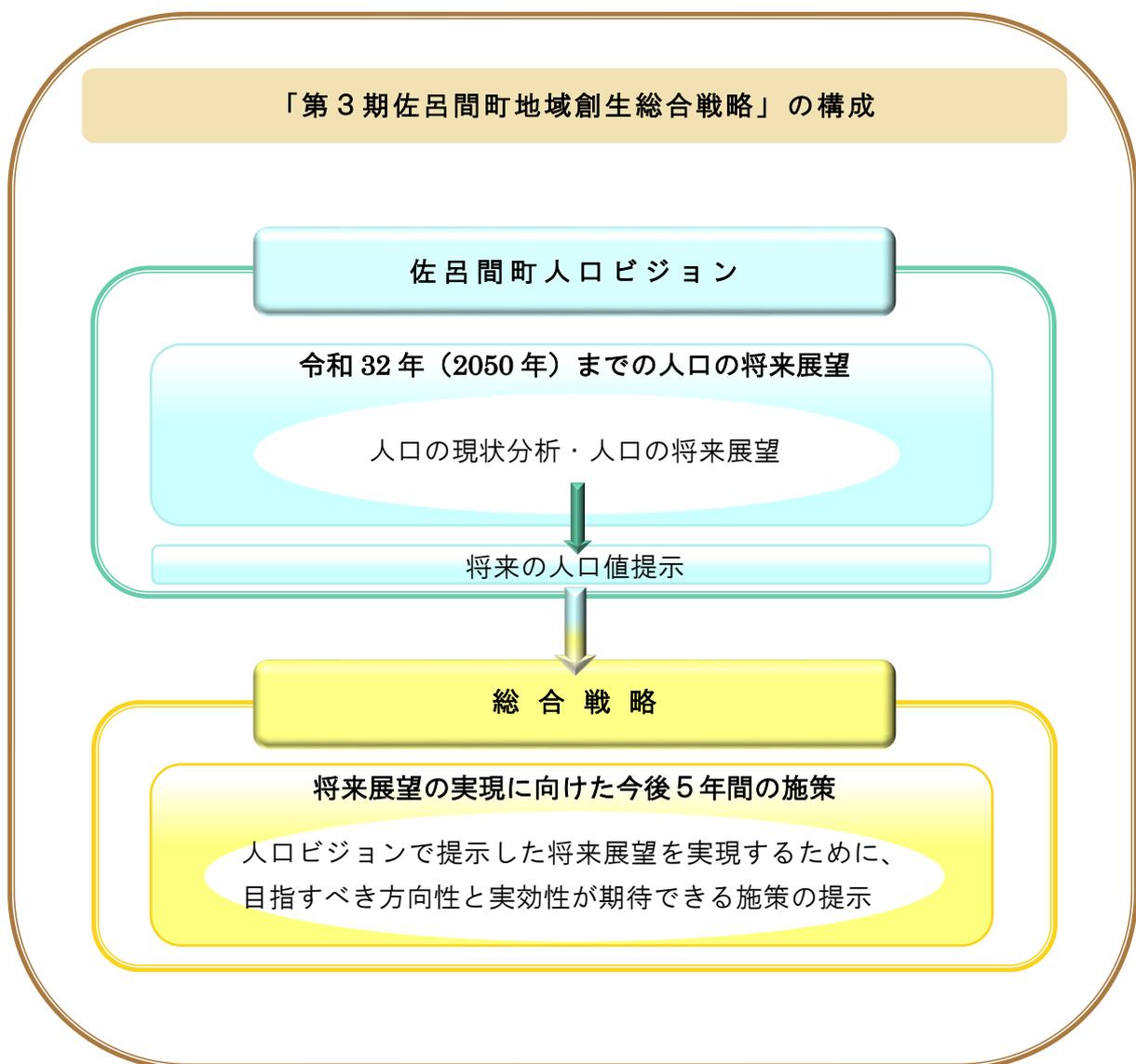
Ⅲ. 第3期総合戦略の構成と期間

1. 全体の構成

「第3期佐呂間町地域創生総合戦略」は、第1章「人口ビジョン」、第2章「総合戦略」の2章で構成しています。

第1章の人口ビジョンでは、本町の人口の現状を分析し、将来目指すべき人口のあり方を示しています。

第2章の総合戦略では、人口ビジョンで示した本町の将来展望を実現するために、目指すべき方向と実効性が期待できる施策を示しています。



2. 人口ビジョン及び総合戦略の期間

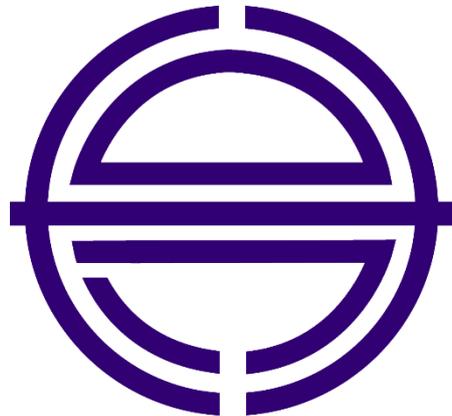
人口ビジョンで行う推計の範囲については、2050年（令和32年）までとし、将来人口については、中期的な視点で2040年（令和22年）における見通しを中心に提示します。

総合戦略については、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。



第 1 章

佐呂間町人口ビジョン



【佐呂間町章】

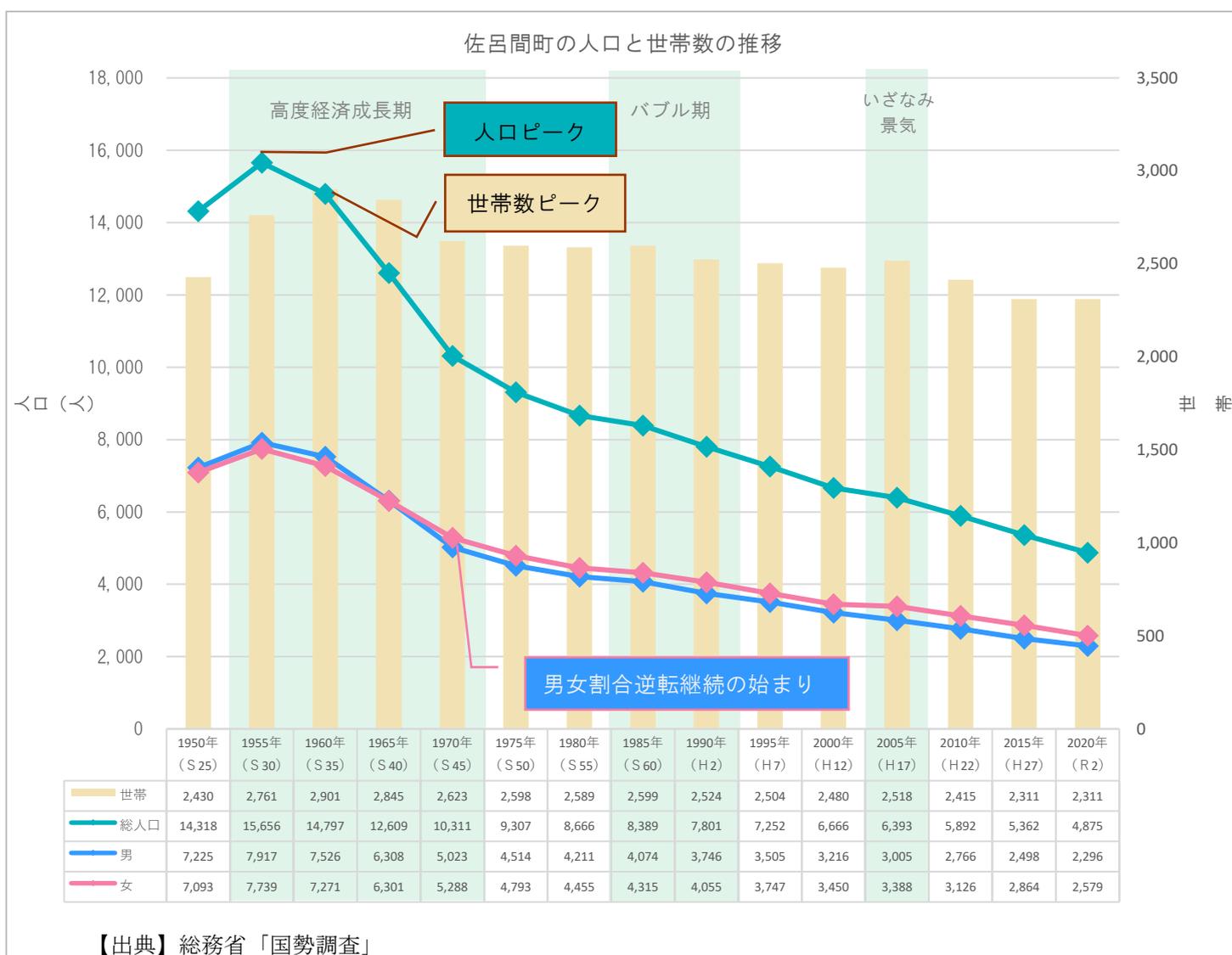
第1章 佐呂間町人口ビジョン

I. 人口の現状分析

1. 佐呂間町の人口推移

本町における人口の推移を国勢調査から見ると、昭和30年（1955年）をピークに、その後、現在まで減少が続いています。特に、1955年（昭和30年）から1970年（昭和45年）までの高度経済成長期には急激に減少が進み、1955年（昭和30年）の人口15,656人が、1970年（昭和45年）には10,311人と15年間で5,345人の減となり、人口の約3分の1が減少しました。

また、2020年（令和2年）には4,875人となり、ピーク時の31.1%まで減少しています。

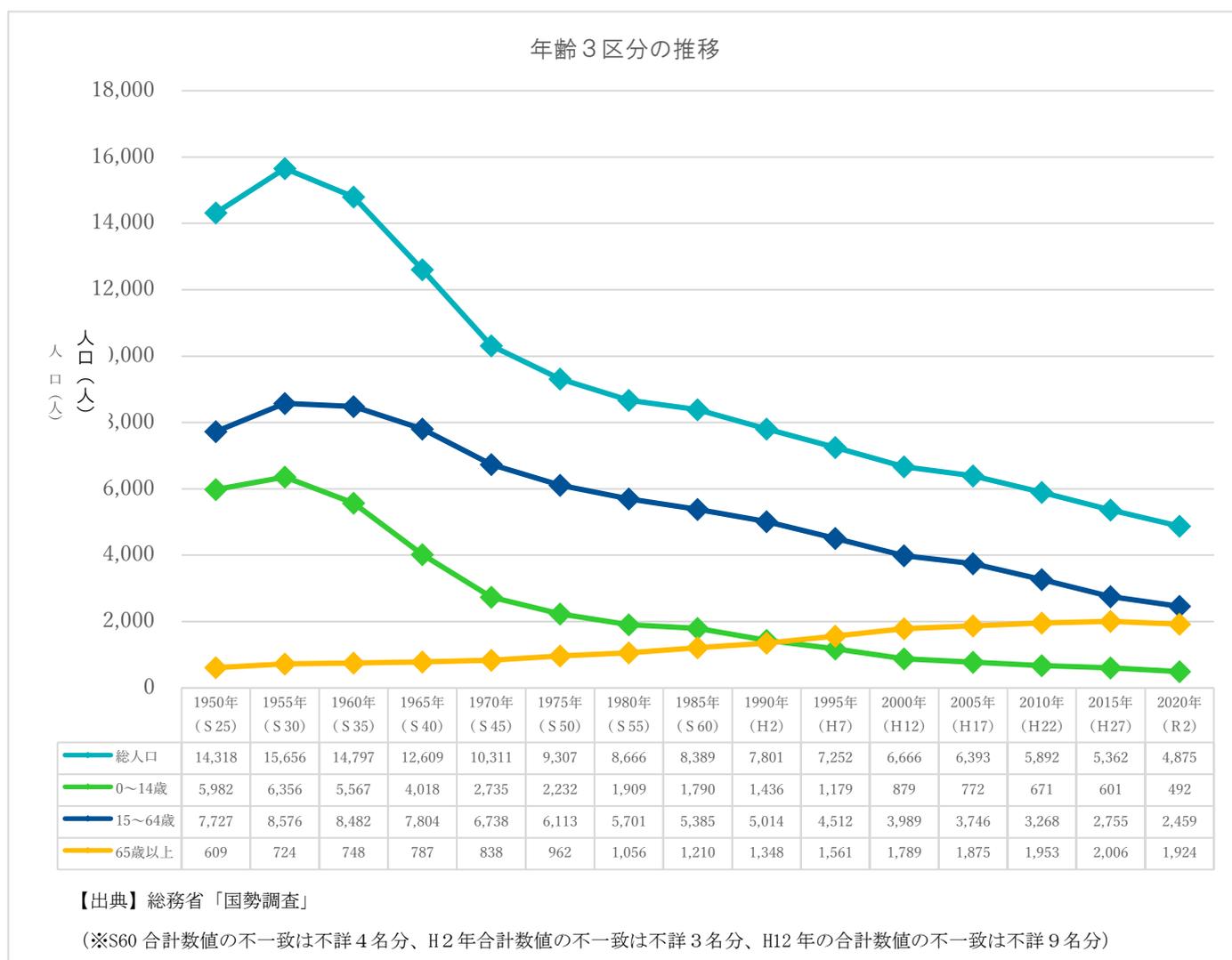


2. 年齢3区分の推移

総人口と同様に生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）ともに減少が続いています。

一方、老年人口（65歳以上）は生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命も延びたことから増加を続けており、1995年（平成7年）には年少人口を上回り現在に至っています。

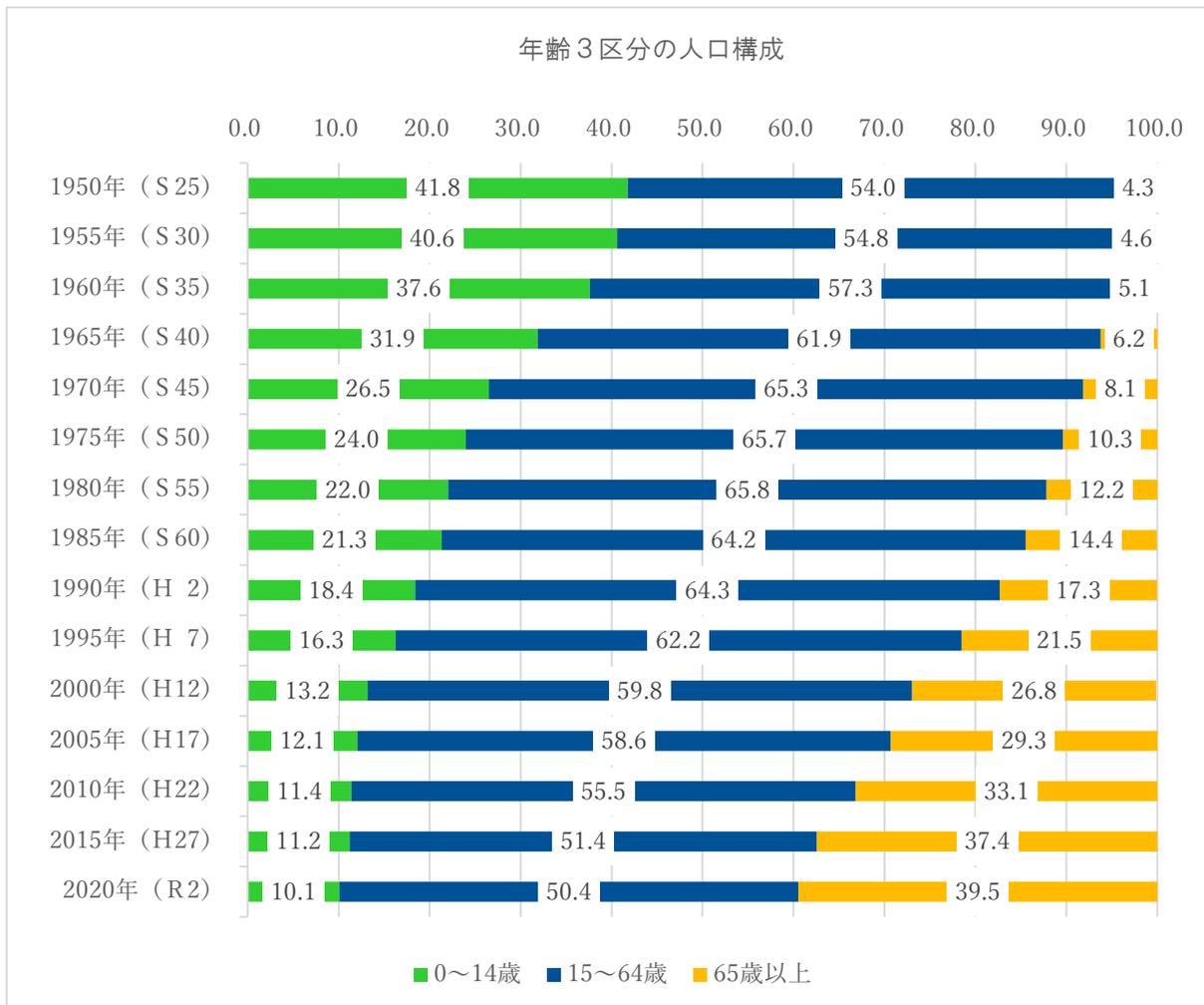
また、総人口に占める老年人口の割合は1960年（昭和35年）までは5%でしたが、1975年（昭和50年）には10%台、1995年（平成7年）には20%台、2010年（平成22年）には30%を超え、その後上昇を続け、2020年（令和2年）には39.5%と総人口に占める割合が4割近くまで上昇し、現在まで一貫して増加を続けています。



年齢3区分人口と構成比

年	人口（人）			構成比（％）			
	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1975年	9,307	2,232	6,113	962	24.0	65.7	10.3
1995年	7,252	1,179	4,512	1,561	16.3	62.2	21.5
2000年	6,666	879	3,989	1,789	13.2	59.8	26.8
2005年	6,393	772	3,746	1,875	12.1	58.6	29.3
2010年	5,892	671	3,268	1,953	11.4	55.5	33.1
2015年	5,362	601	2,755	2,006	11.2	51.4	37.4
2020年	4,875	492	2,459	1,924	10.1	50.4	39.5

※2000年の割合については、不詳9名のため100%になりません。



【出典】総務省「国勢調査」

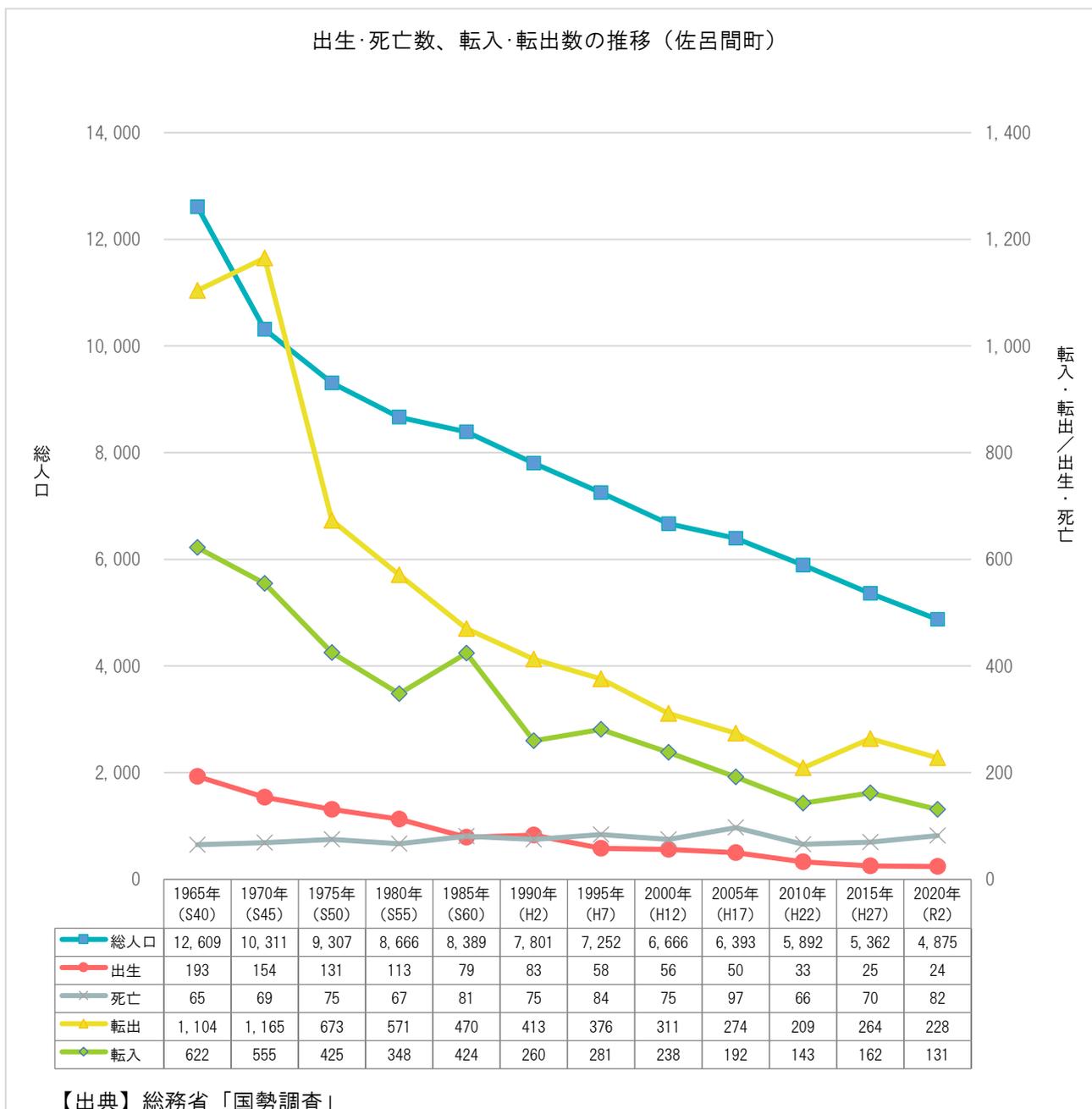
3. 出生・死亡・転入・転出の推移

(1) 自然的要因

自然増減（出生数－死亡数）については、出生率の低下・母親世代人口の減少の影響で出生数は減り続けています。

(2) 社会的要因

社会増減（転入－転出数）については、統計の残る1960年（昭和35年）から、転出超過（「社会減」）が続いています。



直近3カ年の人口移動状況

区分	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
2022年（R4）	24	93	▲69	121 (242)	158 (249)	▲37 (▲7)
2023年（R5）	22	82	▲60	113 (232)	187 (253)	▲74 (▲21)
2024年（R6）	20	79	▲59	104 (244)	174 (224)	▲70 (20)

【出典】住民基本台帳 ※（ ）カッコ内外国人を含む人数

直近3カ年の転入・転出の主な地域

地域名	転入・転出	2022年（R4）	2023年（R5）	2024年（R6）
北見市	転入	14	15	13
	転出	51	55	54
	転入－転出	▲37	▲40	▲41
オホーツク管内	転入	33（内遠軽6、湧別4）	65（内遠軽7、湧別6）	49（内遠軽7、湧別6）
	転出	16（内遠軽6、湧別4）	42（内遠軽9、湧別8）	30（内遠軽7、湧別6）
	転入－転出	17	23	19
札幌市	転入	18	17	30
	転出	25	31	19
	転入－転出	▲7	▲14	11
道内 ※札幌市以外	転入	48	34	31
	転出	31	25	35
	転入－転出	17	9	▲4
道外	転入	129	101	121
	転出	126	100	86
	転入－転出	3	▲1	35
計	転入	242	232	244
	転出	249	253	224
	転入－転出	▲7	▲21	20

【出典】住民基本台帳

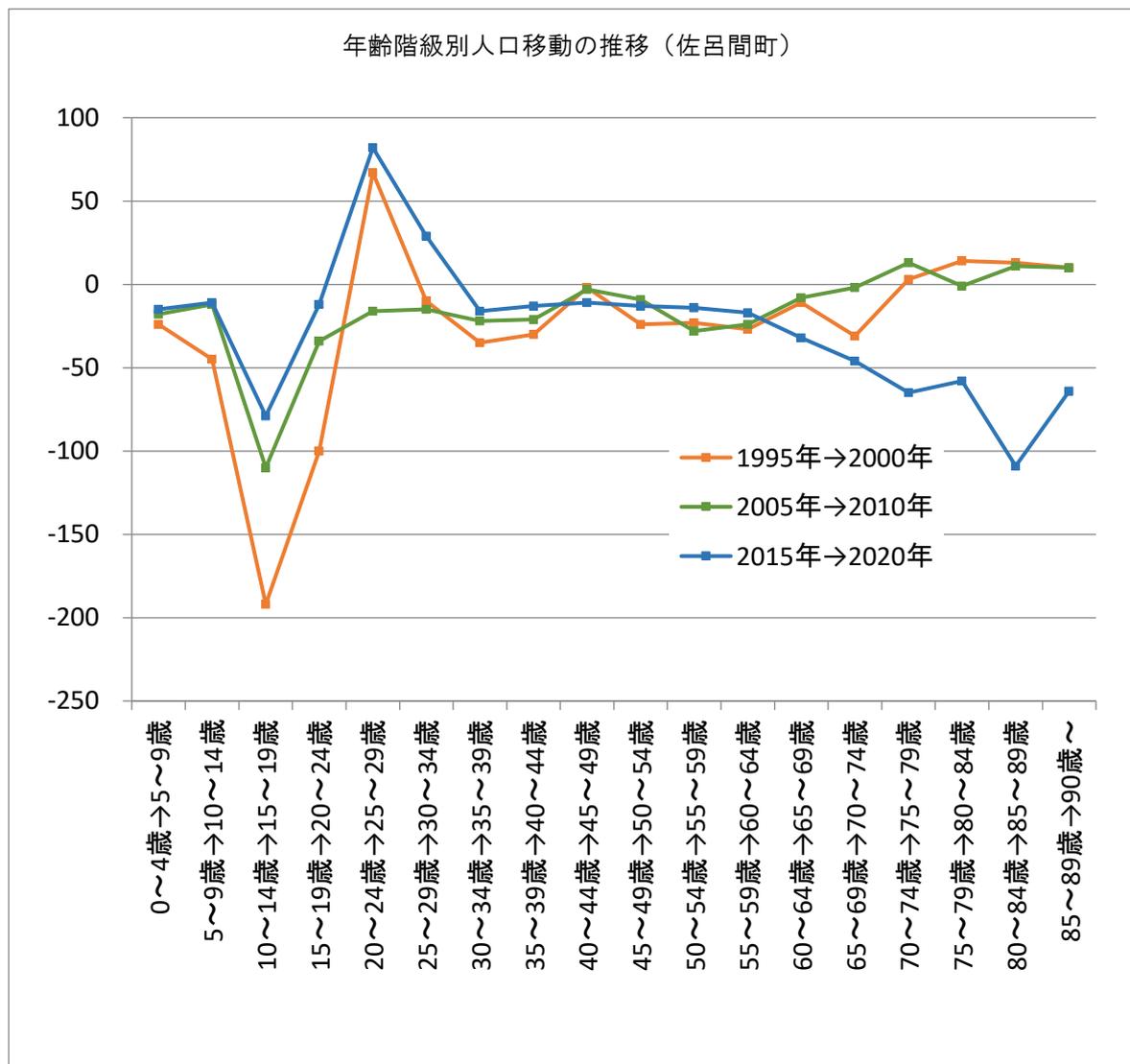
4. 年齢階級別の人口移動の状況

10歳から24歳の時期に人口が減る傾向がみられます。これは、中学・高校卒業時に進学や就職により町外へ転出する者が多いことが要因と思われます。

進学については、やむをえないと思われますが、地元高校への進学や地元企業への就職など、若年者が魅力を持てるような高校や仕事のあり方についての施策が求められます。

一方で、20歳から29歳になるときプラスに転じる場合が多いことがみられます。

これは、大学等卒業後、就職などによるU・I・Jターンの影響と考えられます。今後は、この世代の転入がさらに増える施策が求められます。



【出典】総務省「国勢調査」

5. 総人口における産業別就業者数

国勢調査から産業就業者を見ると、第3次産業の割合においては増加しているものの、第1次産業・第2次産業ともに減少しています。

人口減少・高齢化により、就業者全体の減少が続いています。

15歳以上の産業別就業者数

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	2020年	
総数	5,518	4,729	4,271	3,653	2,988	2,767	2,596	
第1次産業	3,150	2,240	1,831	1,244	957	836	812	
農業	2,549	1,653	1,266	793	572	480	442	
漁業	307	404	437	400	348	331	352	
林業	294	183	128	51	37	25	18	
第2次産業	760	921	952	917	713	649	623	
建設業	375	478	355	375	223	215	189	
製造業	371	443	593	533	488	434	433	
鉱業等	14		4	9	2		1	
第3次産業	1,606	1,568	1,488	1,490	1,316	1,252	1,154	
御・小売業	515	510	411	377	244	244	216	
運輸通信業	179	147	136	149	130	130	110	
サービス業	731	738	764	777	791	396	385	
公務	135	138	145	144	123	125	110	
その他	46	35	32	43	28	357	333	
分類不能	2			2	2	30	7	
割合	第1次	57.1%	47.4%	42.9%	34.1%	32.0%	30.2%	31.4%
	第2次	13.8%	19.5%	22.3%	25.1%	23.9%	23.5%	24.0%
	第3次	29.1%	33.1%	34.8%	40.8%	44.1%	45.3%	44.6%

【出典】総務省「国勢調査」

(1) 雇用や就労に関する分析

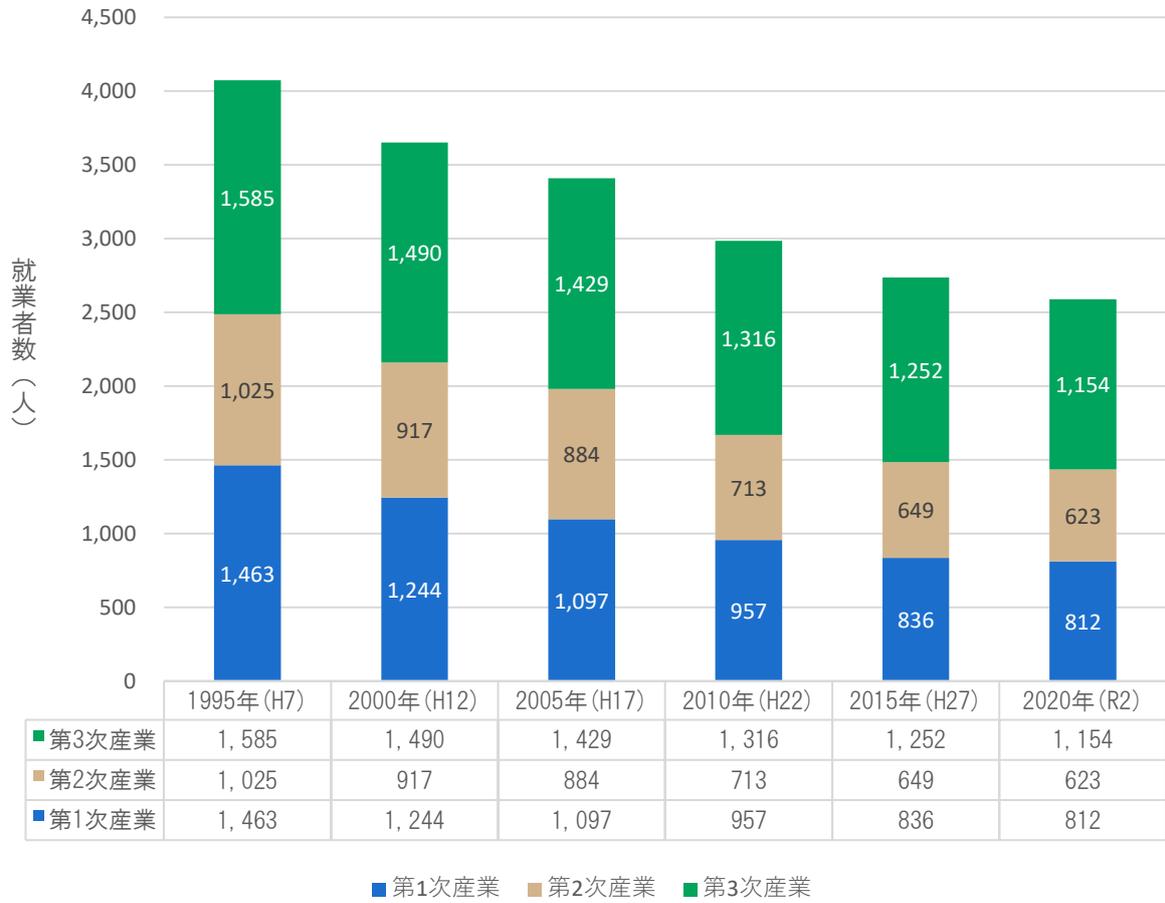
① 産業3区分の就業者数の推移

就業者数（15歳以上）の推移をみると、生産年齢（15～64歳）の減少が著しいことが影響し、就業者数の減少がみられます。

産業3区分別の就業者数をみると、本町基幹産業である第1次産業の就業者数の減少幅が大きい状況が続いています。



産業3区分就業者数の推移



【出典】総務省「国勢調査」(※分類不能産業除く)

農家戸数の推移

	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	2020年
農家戸数	1,037	764	607	348	212	163	135

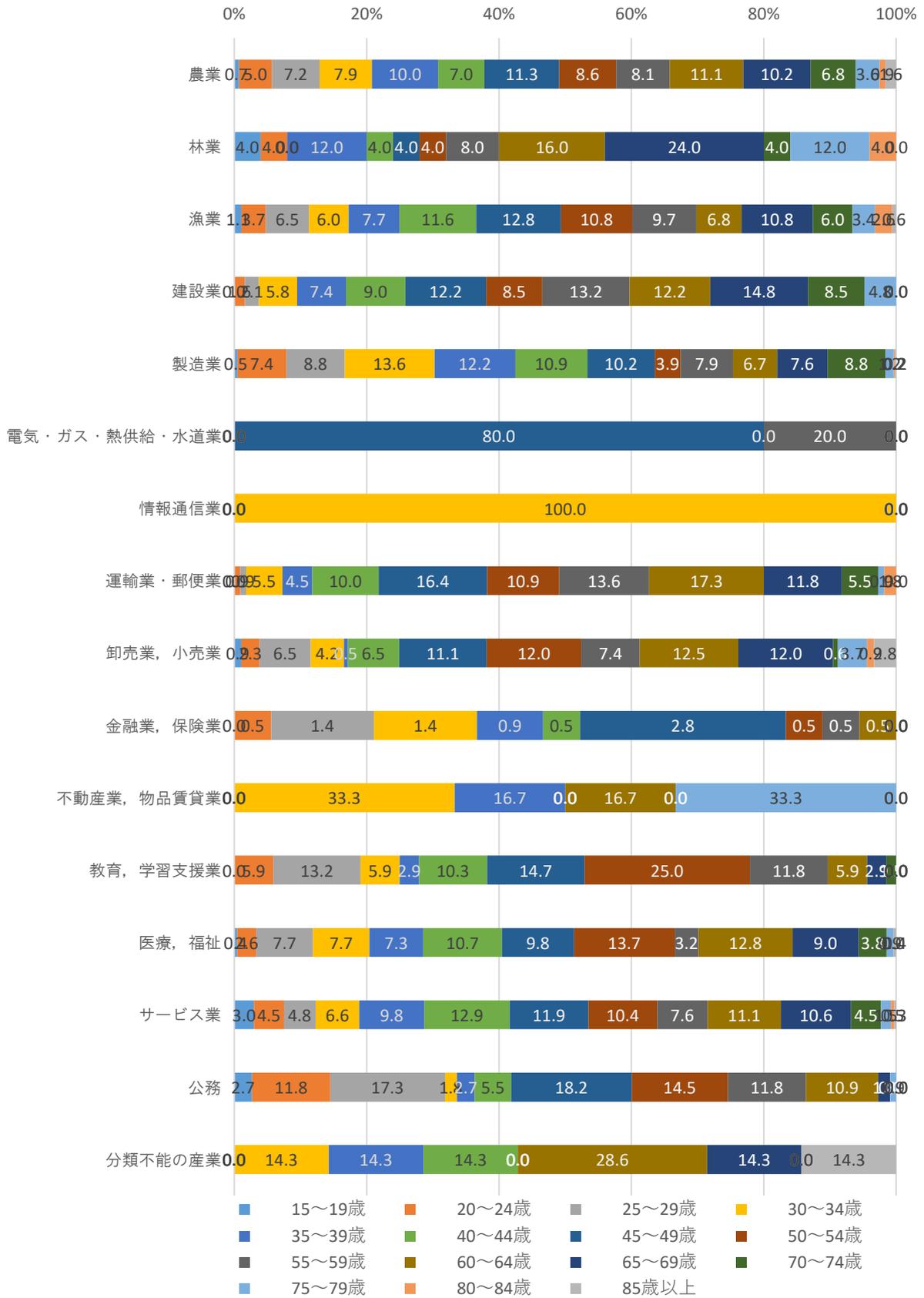
【出典】農業センサス(各年2月1日)

漁業個人経営体数の推移

	1973年	1983年	1993年	2003年	2013年	2018年	2023年
個人経営体	84	106	105	105	95	87	82

【出典】漁業センサス(各年11月1日)

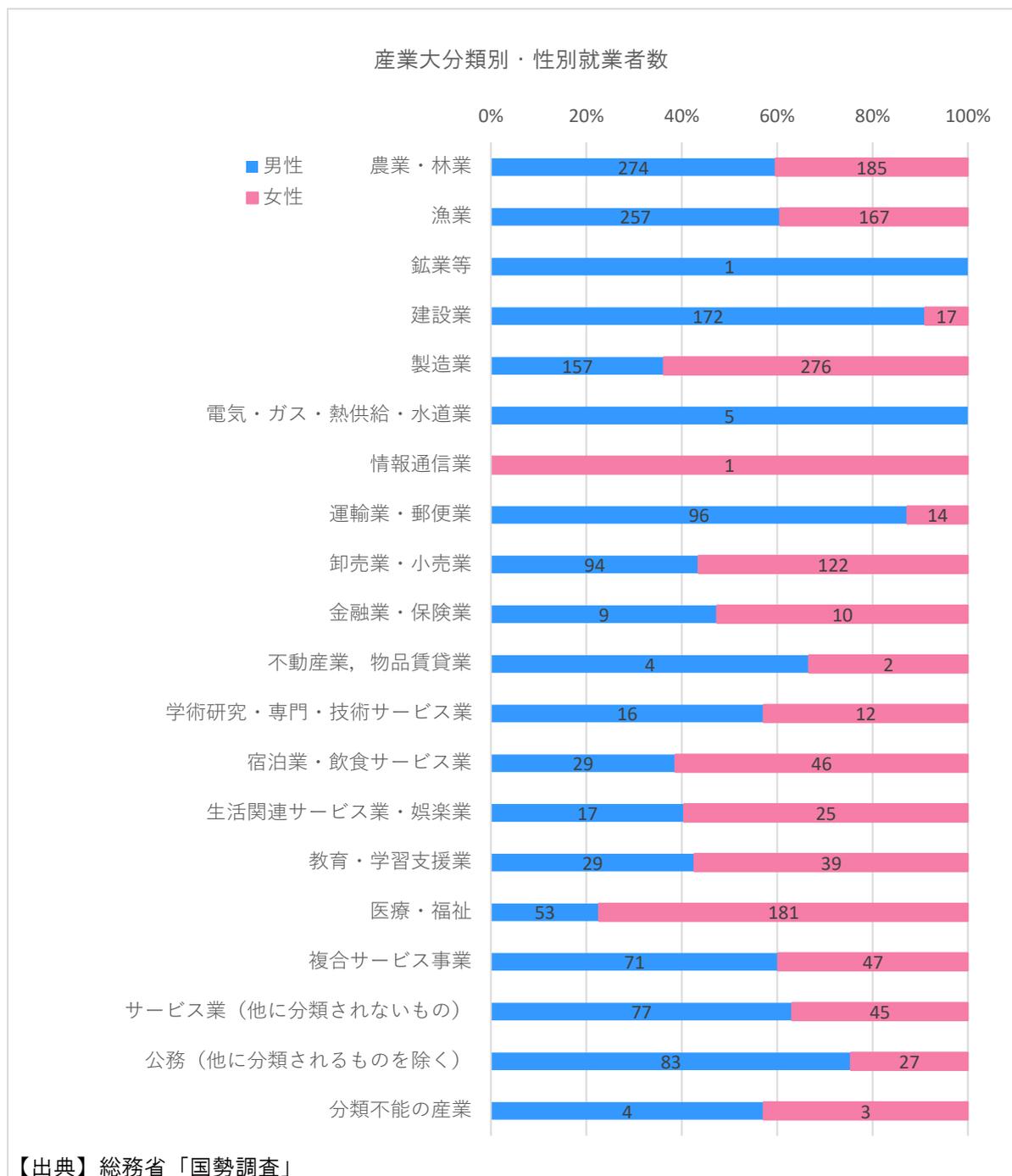
産業別（抜粋）年齢階層就業人口構成比



【出典】総務省「国勢調査」

② 性別の就業者数

産業大分類別ごとに性別の就業者をみると、全体的に「農業・林業」「漁業」「製造業」は男女ともに就業者が多く、男性は「建設業」「運輸業・郵便業」「公務（他に分類されるものを除く）」などが女性に比べて多く、女性は「製造業」「卸売業・小売業」「医療・福祉」が男性に比べて多い状況です。



③ 通勤・通学による流入出状況

通勤（従業）については、佐呂間町民が町外へ通勤（従業）している人数（229人）が、佐呂間町外から通勤（従業）する人数（320人）より91人少なく、流入超過の状況となっています。

流入超過数が多いのは、北見市（208人）、遠軽町（66人）、湧別町（19人）と流入超過数全体の約9割を占めています。

通学については、佐呂間町民が町外へ通学している人数（16人）が、佐呂間町外から通学している人数（1人）より15人多く、流出超過の状況となっています。



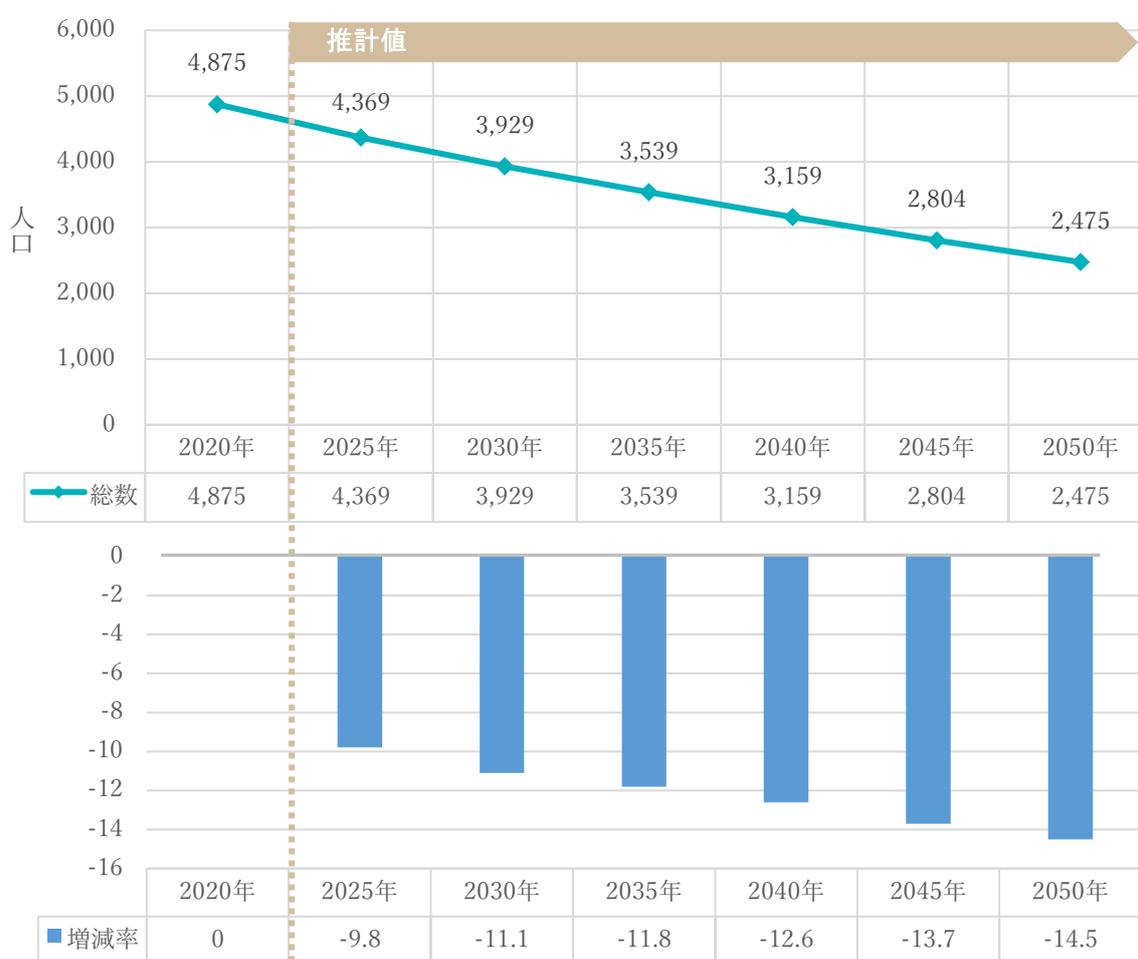
佐呂間町に常住する人（佐呂間町民）の 従業・通学地			佐呂間町で従業・通学する人の 常住地（住んでいる場所）			流入出状況 〈B〉 - 〈A〉 (+は流入超過) (▲は流出超過)		
	人数 (人) 〈A〉	構成比 (%)		人数(人) 〈B〉	構成比 (%)			
佐呂間町に常住する従業者の合計	2,337	100.0	佐呂間町に従業する人の合計	2,428	100.0	91		
佐呂間町で従業	2,108	90.2	佐呂間町に常住	2,108	86.8	-		
佐呂間町外で従業	229	9.8	佐呂間町外に常住	320	13.2	91		
主な従業地	北見市	112	4.8	主な従業地	北見市	208	8.9	96
	網走市	7	0.3		網走市	13	0.6	6
	紋別市	7	0.3		紋別市	0	0.0	▲7
	遠軽町	37	1.5		遠軽町	66	2.8	29
	湧別町	24	0.9		湧別町	19	0.8	▲5

Ⅱ. 将来人口の推計と分析

1. 総人口の将来推計と減少段階の分析

2023年（令和5年）に公表された国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」）の推計に準拠した今後の人口推計によると、本町の総人口は、2030年（令和12年）²には3,929人、2040年（令和22年）³には3,159人、2050年（令和32年）⁴には2,475人となり、その後も減少傾向は続くと推測されています。

総人口（上段）と比較した増減率（下段）の推移



【出典】社人研人口推計

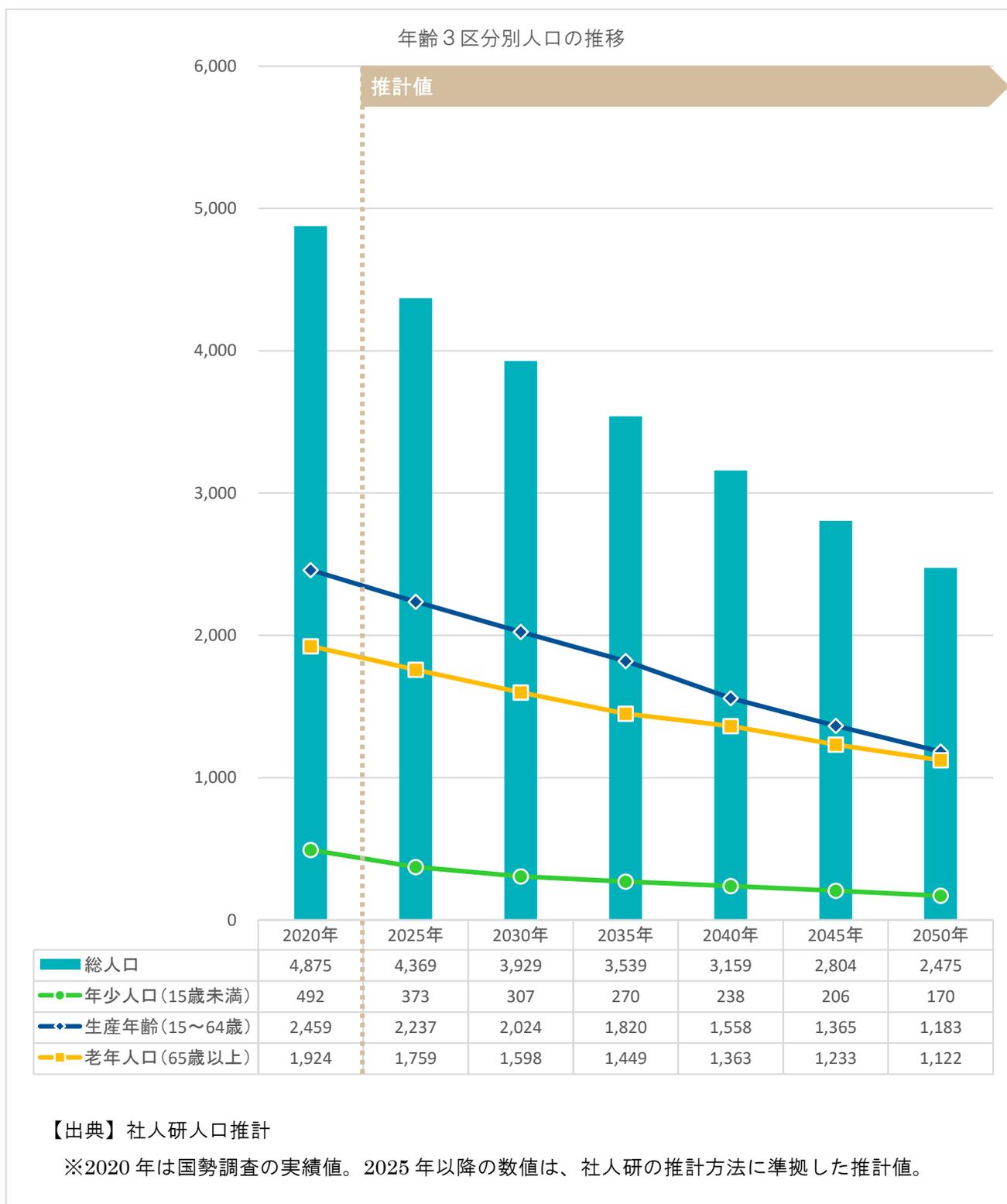
※2020年は国勢調査の実績値。2025年以降の数値は、社人研の推計方法に準拠した推計値。

² 2030年（令和12年）～第5期佐呂間町総合計画最終年（令和3年を始期とする10年間のまちづくりの最上位計画）

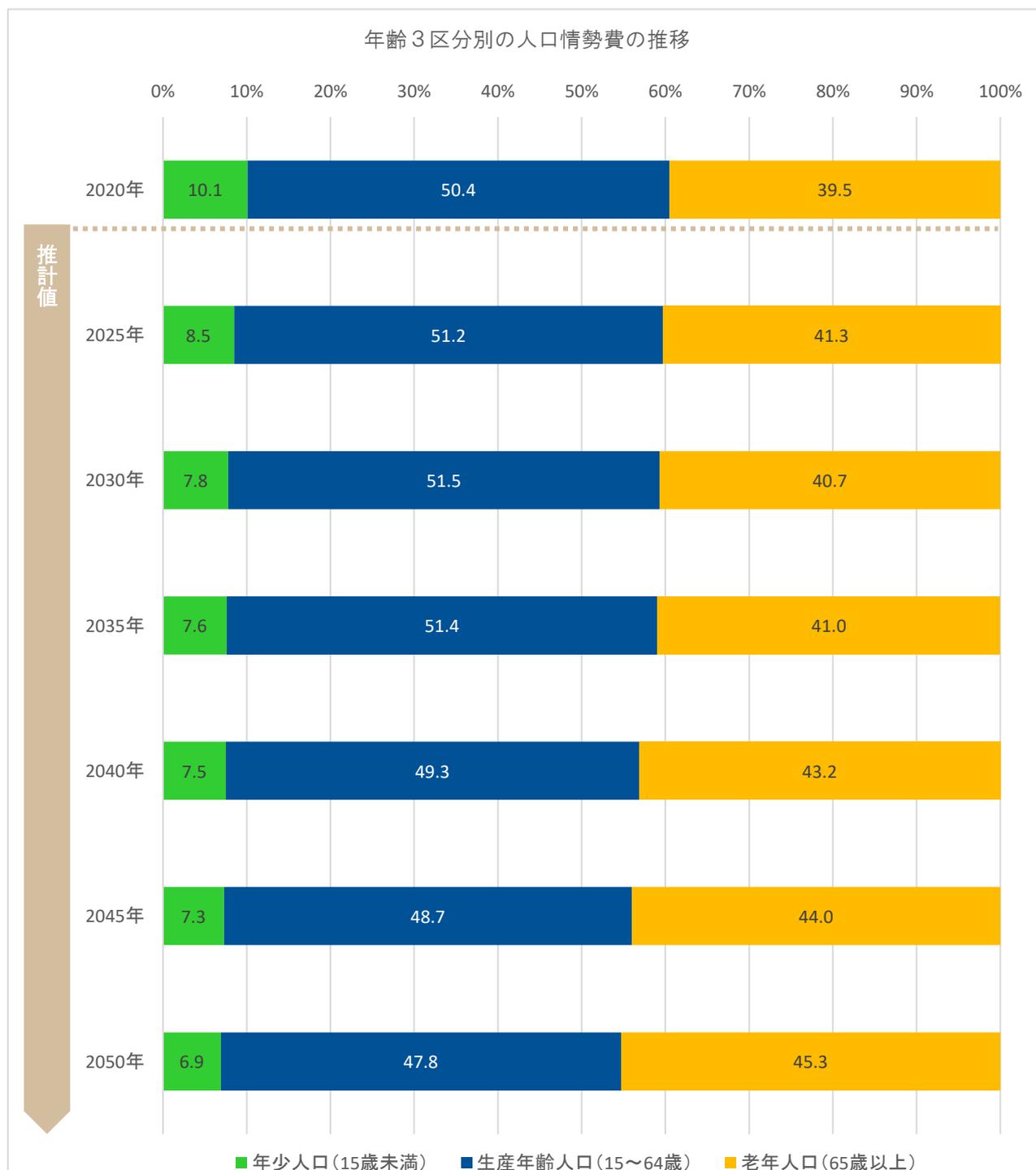
³ 2040年（令和22年）～社人研推計値（地方人口ビジョン中期推計値の目安として活用）

⁴ 2050年（令和32年）～社人研推計値

年齢3区分別人口については、それぞれ2020年（令和2年）以降、減少すると推測されています。また、生産年齢人口（15～64歳）においては、急速に減少し、2050年（令和32年）には生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となり、その後、老年人口の割合が多いまま減少していくことが推計されています。



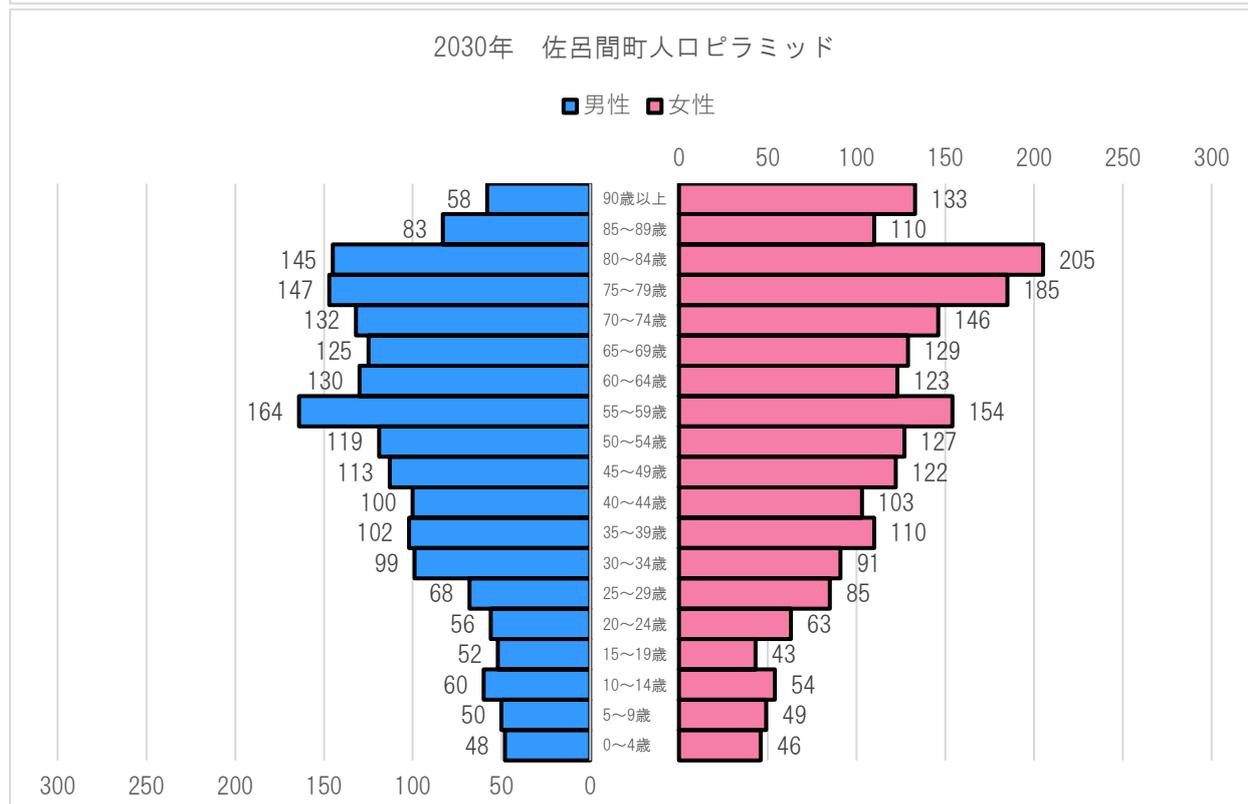
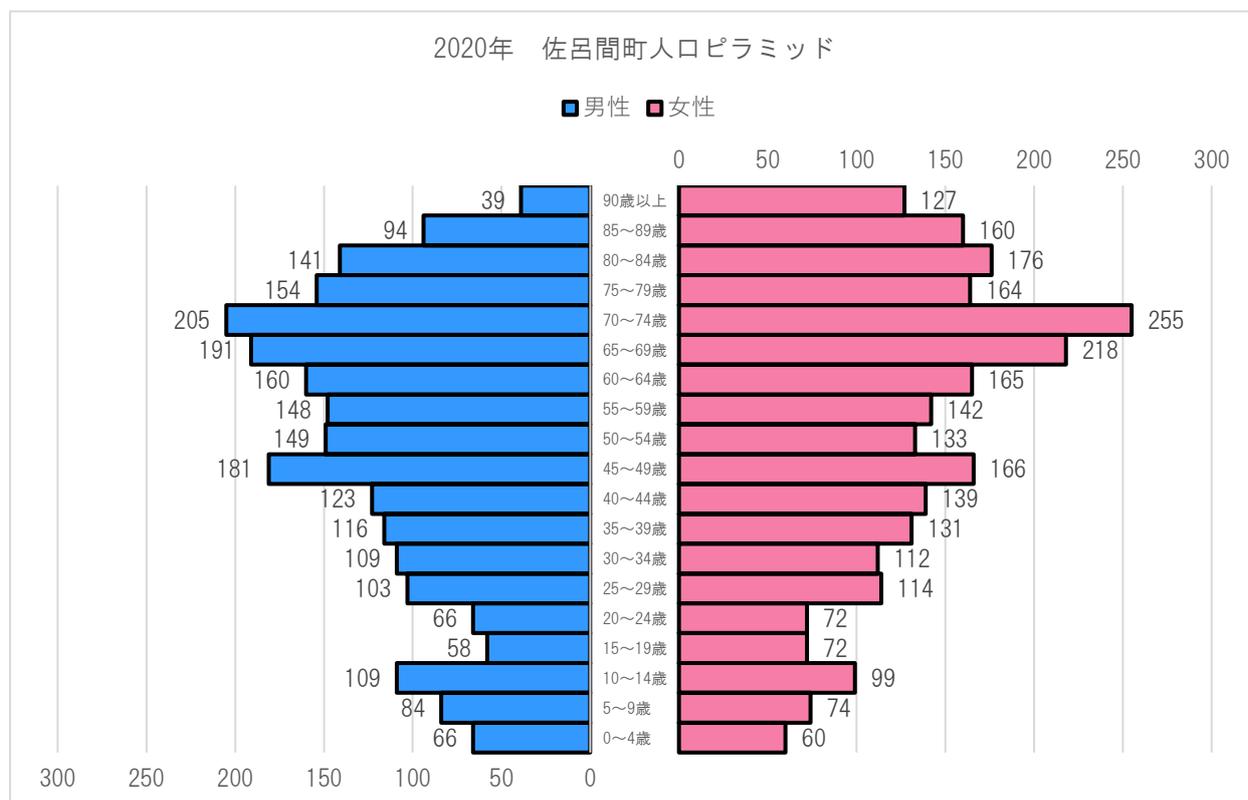
年齢3区分の人口構成比の推移については、少子化は今後も継続し、生産年齢人口が減少、老年人口が増加し、割合が徐々に均衡し、将来は老年人口割合が上回ると推計されています。



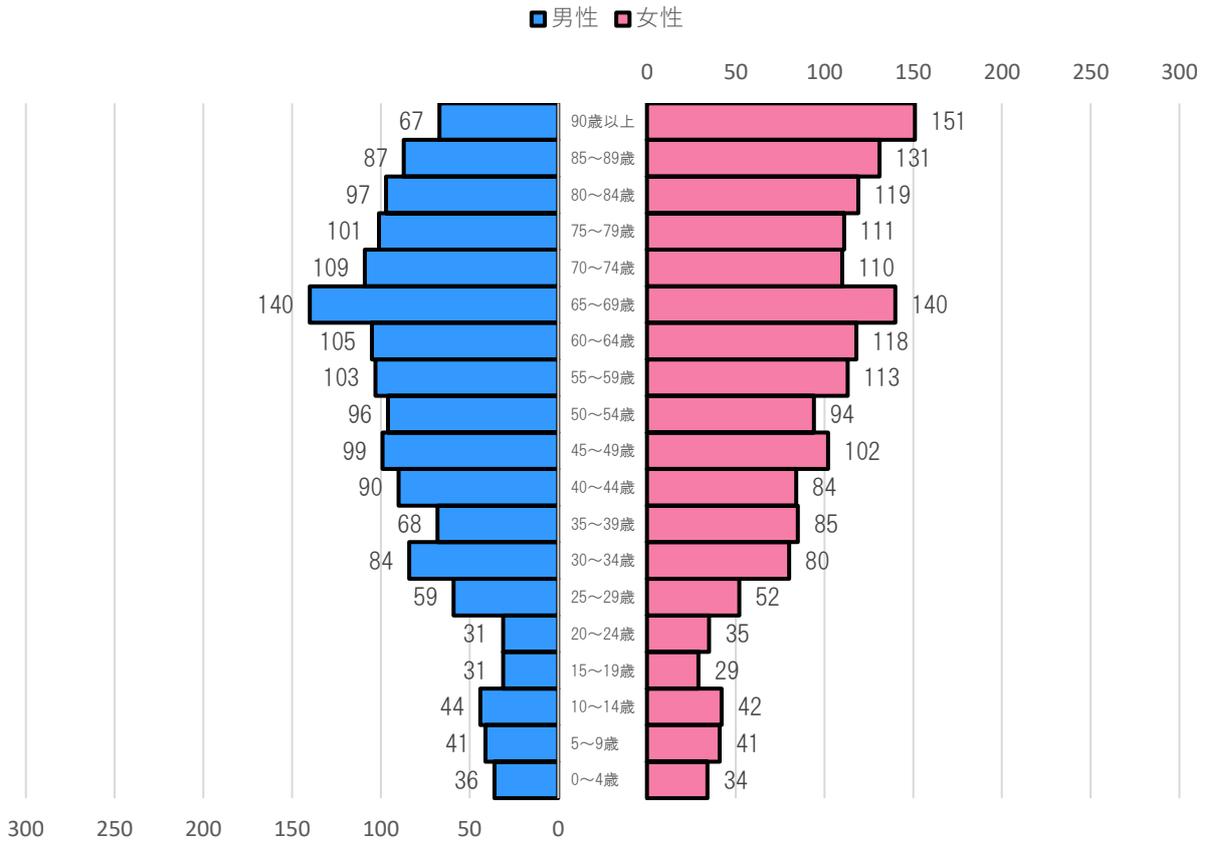
【出典】社人研人口推計

※2020年は、国勢調査の実績値。2025年以降の数値は、社人研の推計方法に準拠した推計値。

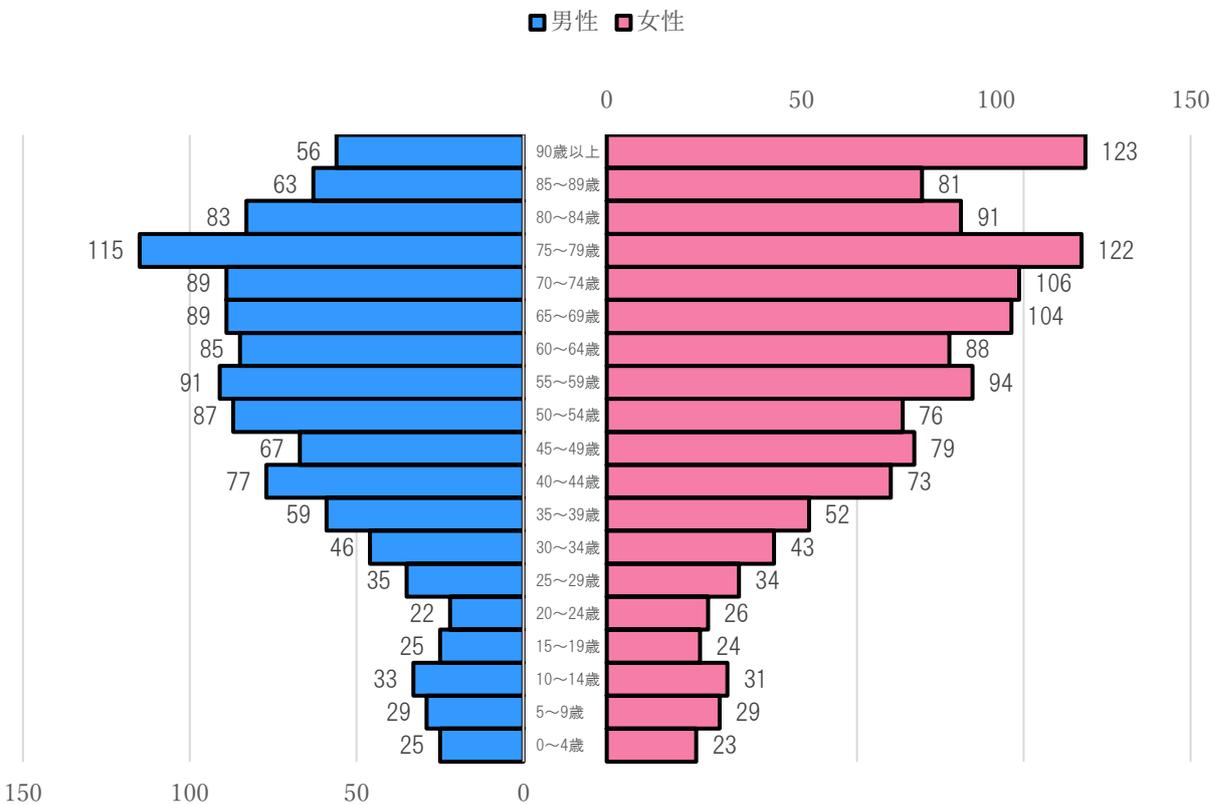
男女別の人口構成比の推移についても、男女ともに老年人口（65歳以上）の割合が高まる状況になると推計され、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）の割合が著しく減少すると推計されます。



2040年 佐呂間町人口ピラミッド



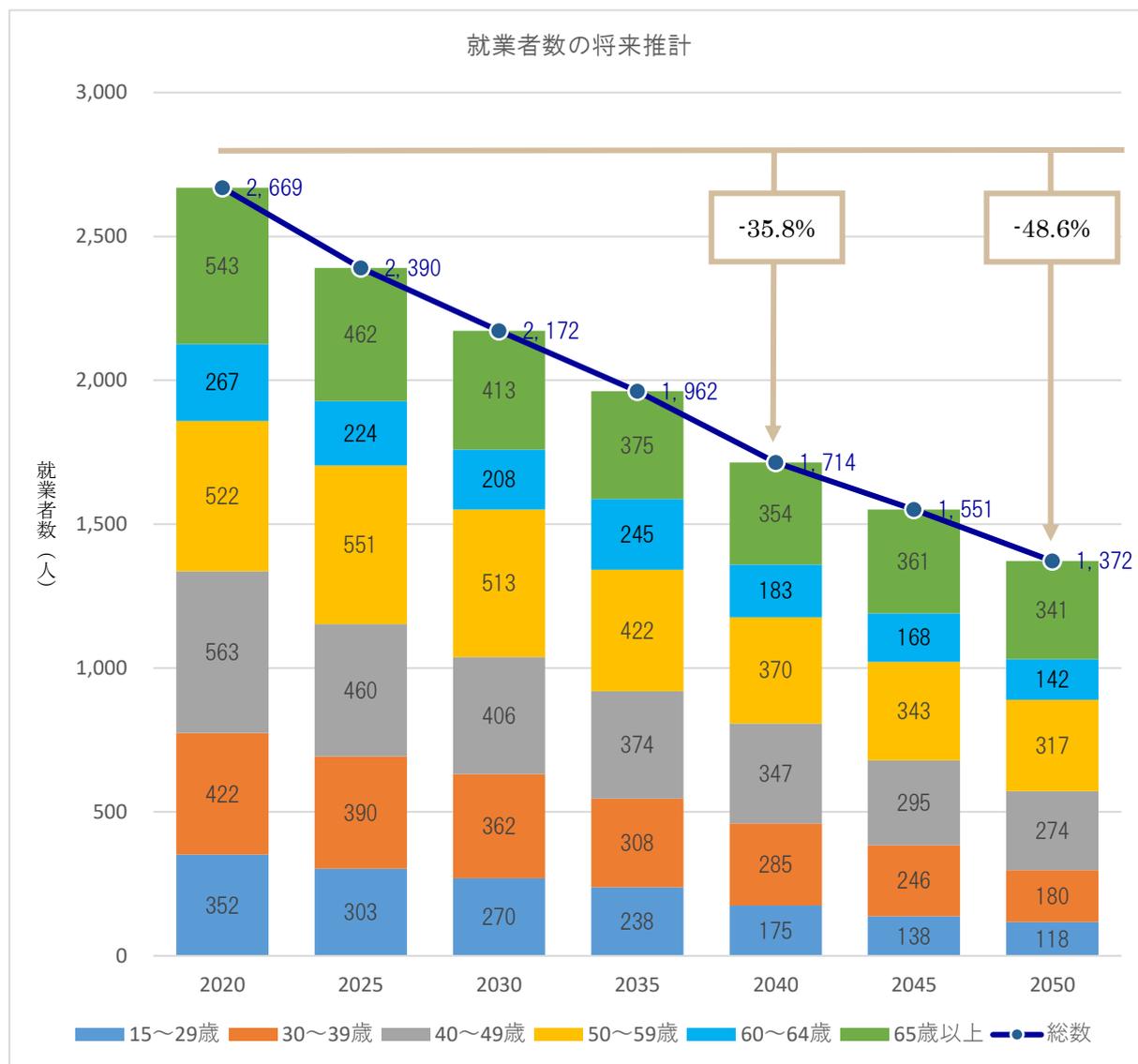
2050年 佐呂間町人口ピラミッド



2. 人口減少による影響分析

(1) 就業者数の将来推計

本町における全就業者数を、2020年（令和2年）の就業状況をもとに推計すると、2040年（令和22年）には約4割減少し、2050年（令和32年）には約5割減少することとなります。

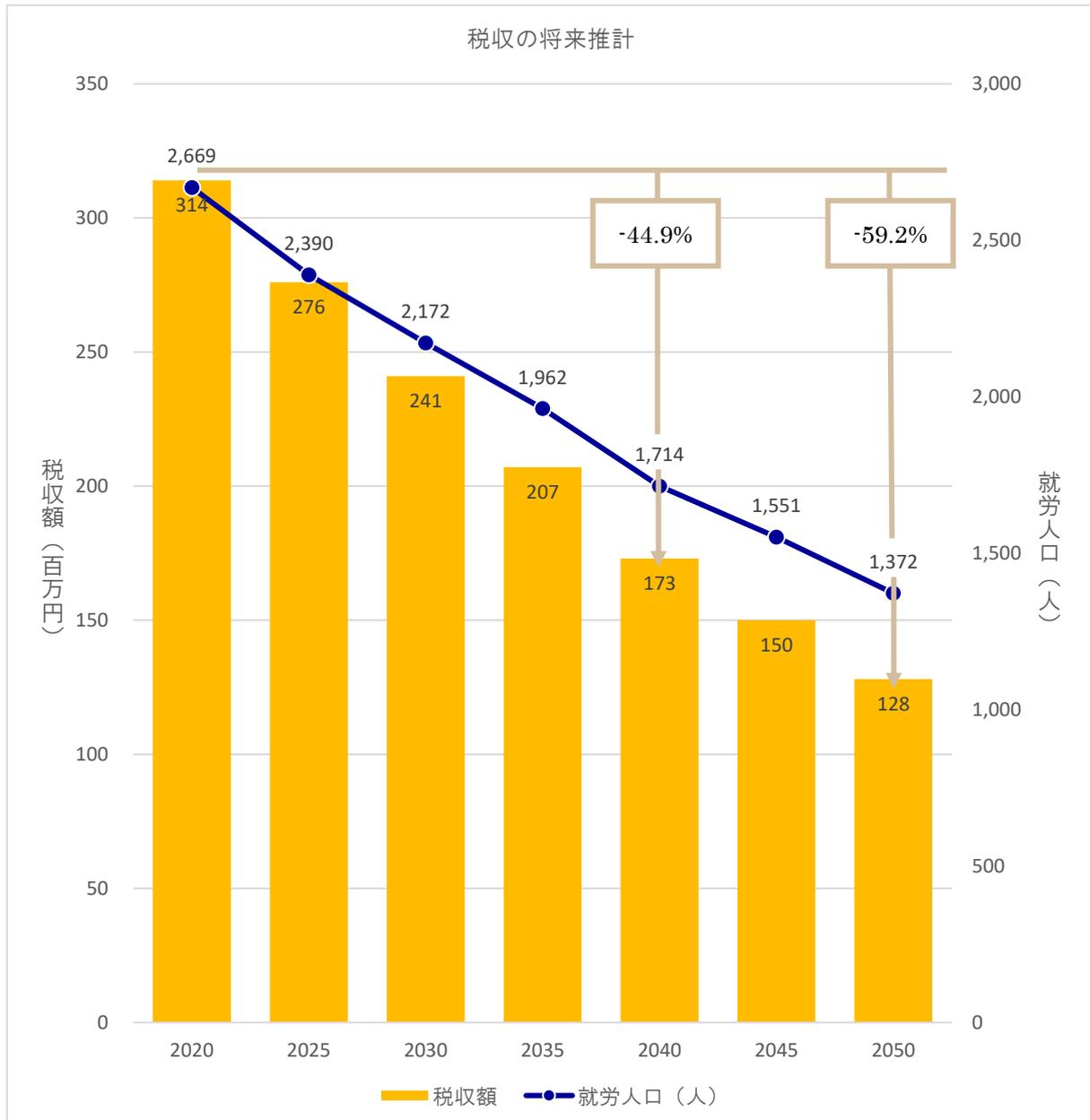


【就業者数の算出方法】

- 2020年の就業者数＝総務省「国勢調査（2020年）」
- 2020年以降の就業者数＝2020年以降15歳以上の人口×就業者割合
 ※就業者数は、【5歳階級別／男女別の15歳以上人口】と【5歳階級別／男女別の就業者割合】により算出
 ※就業者割合（就業者数÷人口）は、2025年以降においても2020年と同じであると仮定

(2) 税収

本町における20歳以上の個人町民税額について、2020年（令和2年）の税収状況をもとに推計すると、就業者人口の減少比率と連動し、2040年（令和22年）には現在の税収から約4割強減収し、2050年（令和32年）には約6割減収することが見込まれます。



【税収算出方法・算出条件】

- 税収＝就業者数×一人当たりの地方税額

※ここでいう「一人当たりの地方税」とは【総務省「地方財政状況調査関係資料」・総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯調査」】により求められた税額をいう

Ⅲ. 人口の将来展望

1. 人口分析のまとめ

本町の人口は、1955年（昭和30年）の15,656人をピークに減少が続いており、その後、約65年間で3割強程度の規模となりました。その要因は、自然動態（出生－死亡）及び社会動態（転入－転出）がともに減少の傾向にあるからです。

自然動態については、死亡数が出生数を上回る「自然減（死亡超過）」の状況が続き、今後もこの状況が続くことが推測されます。

社会動態については、転出数が転入数を上回る「社会減（転出超過）」の状況で、自然動態同様に今後もこの状況が続くことが推測されます。

このような状況が続いた場合、さらに自然減・社会減が進むと推測され、町民の生活、産業振興、財政運営などに影響を与えることが懸念されます。

本町では、これまで第1期及び第2期総合戦略を策定し、人口減少の抑制を図ることを目的に、「総合計画」を基本とした施策を推進してきました。

「第2期総合戦略」策定時（2021年）に公表された人口推計（社人研準拠推計）⁵によると、佐呂間町総人口は、2040年（令和22年）には2,864人、2050年（令和32年）には2,092人と推計されていましたが、その後、「第2期総合戦略」では反映されていない、2020年（令和2年）の国勢調査の結果をもとに、「コーホート要因法」⁶を用いて2023年（令和5年）に公表された社人研の人口推計（2050年までの推計）によると、2050年（令和32年）の推計値は2,475人とされ、本町の人口減少スピードは、「第2期総合戦略」策定当時より緩やかに推移しているといえます。

⁵ 社人研準拠とは、社人研の推計方法に準拠した推計値。2023年（令和5年）に新たに公表。

⁶ コーホート要因法とは、基本的な属性である「男女」「年齢別」のある年の人口を基準とし、「出生」「死亡」「移動」に関する将来の仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法で、社人研の将来人口推計も「コーホート要因法」を活用した人口推計の一種。

2. めざすべき将来の方向

本町の人口減少に歯止めをかけるための対策は、早期にかつ長期的に実施する必要があり、出生率が上昇することにより、将来人口に与える効果は大きくなるといえます。

また、同時に将来人口を担う出生数の規模を決定する若年世代の流出を抑えることも重要です。

このような状況を踏まえ、人口減少への対策として、次のように取り組んでいきます。

(1) 基本姿勢

現状と課題を踏まえ、住民とともに的確な施策を展開し、人口減少を抑制するため、次の基本姿勢を示します。

① 自然減への対応

出生率を高め、人口の維持に向けた出生数を確保するため、結婚・出産・子育て世代の人口を維持するとともに、個人の結婚の希望を叶え、それぞれの家庭が望む子どもの人数どおり、子どもを産み育てることができるまちづくりを目指します。

② 社会減への対応

転出をできる限り抑制し、転入者を増やしていくために、佐呂間町で生まれた子ども達が、進学・就職、更には結婚し家族を形成する中で、本町に住み続ける環境づくりを目指します。

また、誰もがいつまでも安心して働き、暮らせるまちづくりを推進することで、町外からも本町での生活を望んで転入してくる人たちを増やすとともに、本町の魅力を発信し、交流人口の増加を目指します。

(2) めざす姿と、その実現に向けた方向性

佐呂間町のめざす姿を、本町の最上位計画である「総合計画」と整合性を図り、「自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つく）る、生涯の郷（さと）、サロマ」とし、このような地域社会の実現に向けて、人口減少の流れを抑制するため、以下のとおり総合計画の基本構想で掲げる4つの施策の大綱をもって、本町の人口減少対策の方向性を示すこととします。

① まちづくり～安全安心で豊かなまちをめざして

- (ア) 住民と行政が協働し、心豊かに暮らせるまちづくりをめざします
- (イ) 人や地域がつながる交流盛んなまちづくりをめざします
- (ウ) 情報社会に対応したまちづくりをめざします
- (エ) 健全な行財政により将来にわたり持続可能なまちづくりをめざします
- (オ) 環境に配慮した安全で快適な生活が送れるまちづくりをめざします
- (カ) 住民の防災意識を高め、災害に強い安全で安心に暮らせるまちづくりをめざします
- (キ) 道路環境、交通体制の充実をめざします

② 産業振興～自然とともに持続可能な循環型の産業をめざして

- (ア) 豊かさと誇りを実感できる魅力ある農業をめざします
- (イ) 100年先を見据えた豊かな森林づくりをめざします
- (ウ) 自然環境を考慮した資源管理による水産業をめざします
- (エ) 住民と地域産業が連携した活気ある商工業をめざします
- (オ) 自然を活かした魅力ある観光をめざします

③ 社会福祉～絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざして

- (ア) 誰もが安心して暮らせる地域福祉をめざします
- (イ) 高齢になっても、元気に暮らせる地域づくりをめざします
- (ウ) 障がいをもった人も社会参加できる地域づくりをめざします
- (エ) 子どもを産み、育てるための環境づくりをめざします
- (オ) 地域医療の充実と住民の健康づくりをめざします

④ 教育文化～心を豊かにする学びをめざして

- (ア) 地域と連携した学校運営や子育てしやすい環境づくりをめざします
- (イ) 自主的に学べる学習支援と施設環境整備を推進します
- (ウ) 活力あるまちづくりをめざし、健康づくり・スポーツ活動を推進します
- (エ) 生活に潤いや生きがいをもたらす芸術文化活動を推進します
- (オ) サロマの歴史や文化を理解し、継承や支援を推進します

3. 人口の将来展望

「めざすべき将来の方向」の実現に向け、住民をはじめ、幅広い分野の方々と連携し、人口減少対策を進めていくために必要な人口の将来展望を設定します。

(1) 将来人口の設定

合計特殊出生率が人口置換水準⁷と同程度の2.07まで回復した場合、国際人口移動⁸がない場合、総人口は将来的に減少、増加せず、維持されることと

⁷ 人口置換水準とは、人口が静止する合計特殊出生率のことであり、若年期の死亡率が低下している日本においては、夫婦2人から概ね2人の子どもが生まれれば人口が静止することになり、現在の日本の場合、「2.07」となっている。

⁸ 国際人口移動とは、人々が居住国を離れ、国境を越えて他の国へ移動し、長時間滞在又は定住する現象。

なりますが、日本の合計特殊出生率は2024年で1.15まで低下し、社人研の推計では2070年には総人口が8,700万人まで減少すると予測されています。

本町においては、推計をもとに試算すると、総人口は2020年（令和2年）の4,875人から2050年（令和32年）には2,475人となり、2,400人減（▲50.7%）となりますが、合計特殊出生率⁹を2040年（令和22年）までに「1.8」、2050年（令和32年）までに「2.1」（※国は人口置換水準である2.07を目標）まで上昇させた場合、2050年には総人口2,889人となり、社人研準拠推計より414人多くなると推計されます。

よって、本町が目指す将来人口の実現に向け、各種施策の実施により人口減少の抑制を図ります。

① 佐呂間町の目指す将来推計人口

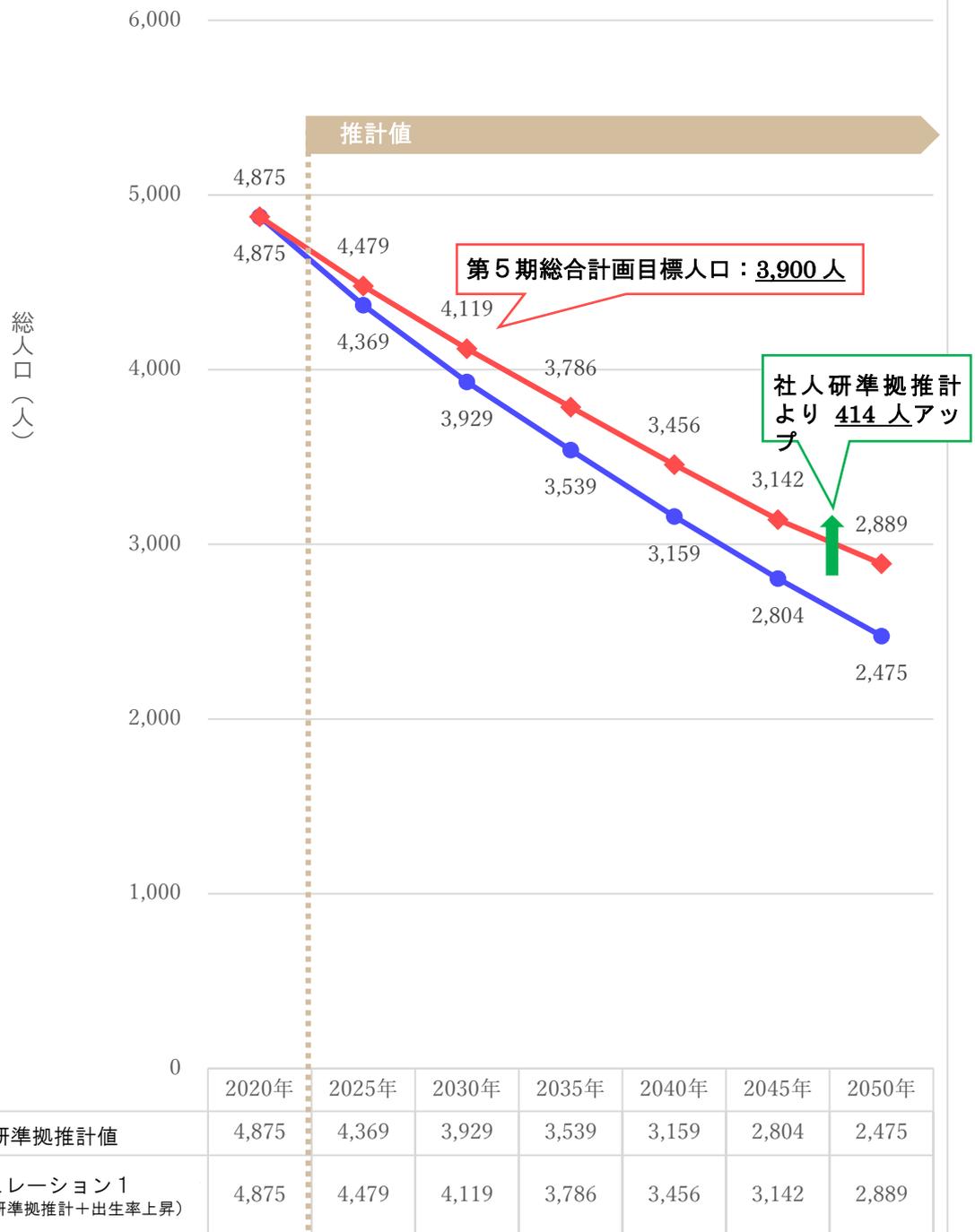
(ア) 2030年（令和12年）：『4,000人』を維持（社人研準拠推計値参考）

(イ) 2050年（令和32年）：『2,800人』を維持

※(ア)(イ)に設定した人口を本町が目指す将来人口とし、その実現のために、次章で示す「第3期総合戦略」に掲げる施策を推進していきます。

⁹ 合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの人数の平均を示す。

社人研準拠推計と本町が目指す人口推計との比較

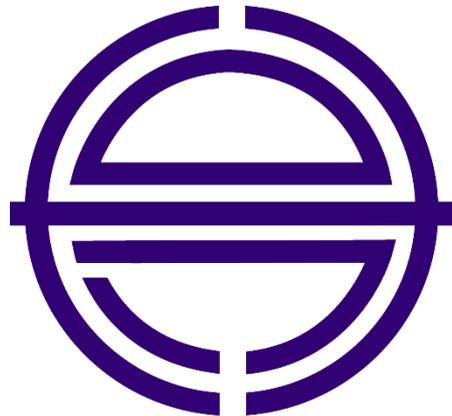


➤ 佐呂間町が目指す推計に関する推計要素

合計特殊出生率 (2020年：1.55) ※実績値	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	1.55	1.6	1.6	1.6	1.8	1.8	2.1

第 2 章

佐呂間町総合戦略



【佐呂間町章】

第 2 章 佐呂間町総合戦略

I. 基本的な考え方

1. 総合戦略の概要

2015 年（平成 27 年）国勢調査において 5,362 人だった本町の総人口は 2020 年（令和 2 年）の国勢調査において 4,875 人となり、この 5 年間で 487 人の減少となり、現在の減少スピードがこのまま続くと、2020 年（令和 2 年）国勢調査時の人口と比較して、2040 年（令和 22 年）には 4 割弱、2050 年（令和 32 年）には約 5 割の人口規模になると推計されています。

そこで本町では、第 1 章の「佐呂間町人口ビジョン」において、人口減少のスピードを抑制し、将来の人口展望を 2030 年（令和 12 年）には 4,000 人（社人研準拠推計値参考）、2050 年（令和 32 年）の時点で、2,800 人を維持するという目標を立て、将来人口を設定しました。

第 2 章の「佐呂間町総合戦略」においては、「人口ビジョン」で設定した将来の人口展望を実現するために、目指すべき方向と実効性が期待できる施策をまとめた総合戦略を策定しました。

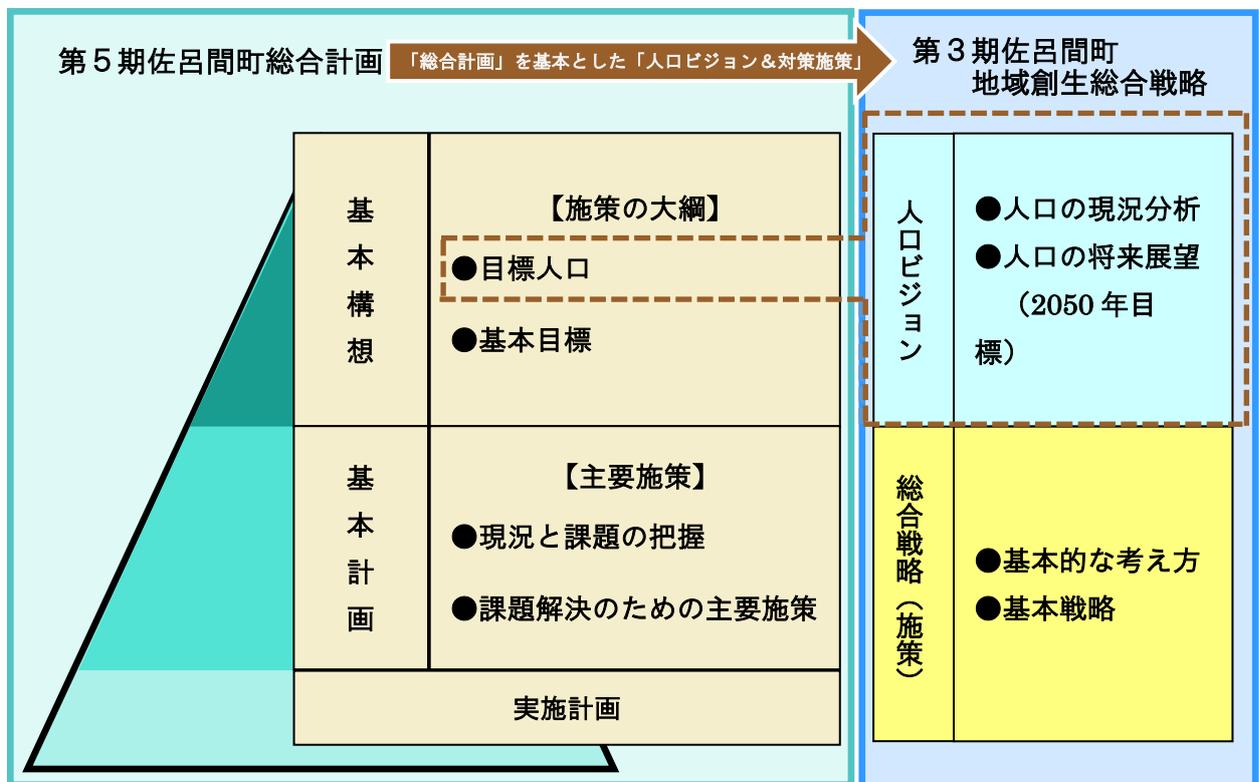
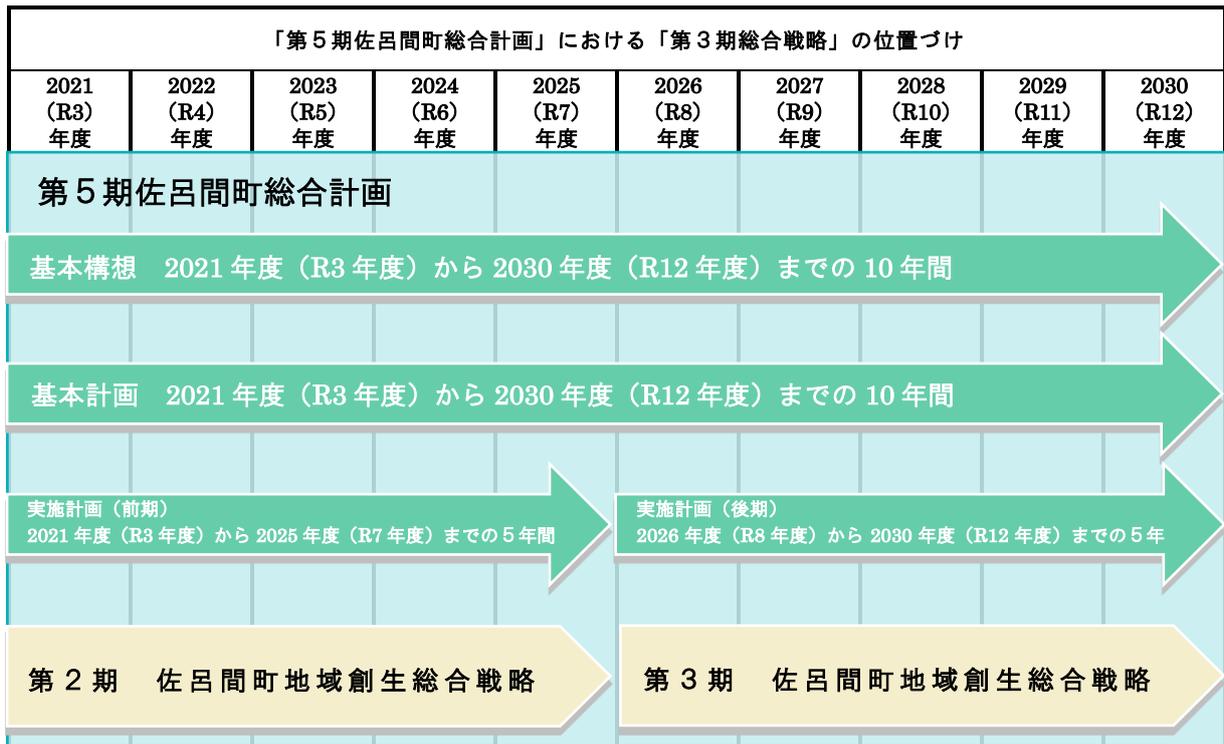
2. 総合戦略の計画期間と位置づけ

(1) 計画期間

国の総合戦略を勘案し、効果の高い施策を集中的に実施していくこととし、「第 3 期総合戦略」の計画期間は、2026 年度（令和 8 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）の 5 年間とします。

(2) 総合戦略の位置づけ

本町は、「総合計画」をまちづくりの最上位計画と位置づけ、総合的・計画的なまちづくりを進めており、人口減少の克服・地方創生を目的としている「総合戦略」は、「総合計画」と密接な関りがあることから、「総合計画」を基本とした計画として位置付けています。



3. 総合戦略の策定体制

第3期総合戦略の実効性を高めるため、住民、行政、関係機関等が一体となり、地方創生に向けた幅広い意見を反映できる体制をつくり、町議会との連携を図りながら策定を進めます。

(1) 佐呂間町地方創生推進本部

「佐呂間町地方創生推進本部設置要綱」に基づき、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長、各課長等を本部委員として構成し、第3期佐呂間町総合戦略の策定における重要事項の審議、決定機関として横断的に施策の実行を推進します。

(2) 町議会との連携

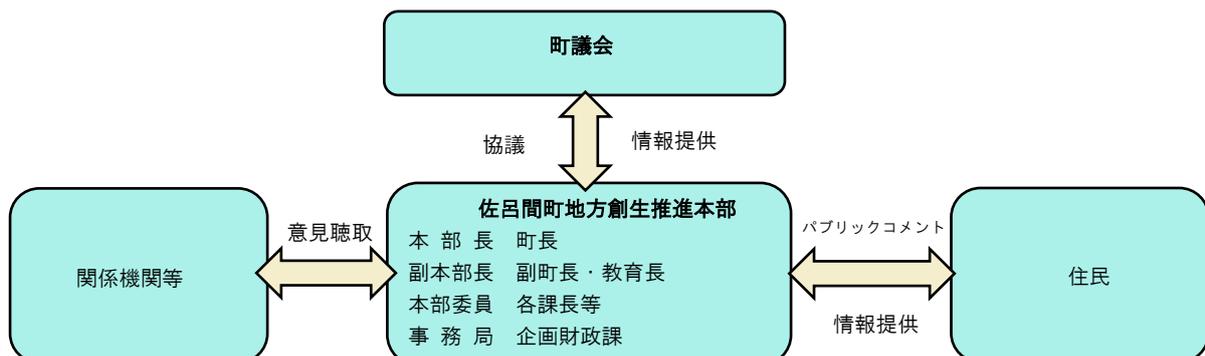
第3期総合戦略の策定に係る情報提供や意見交換など、議会との連携による策定を推進します。

(3) 関係機関等との連携

第3期総合戦略策定に係る専門的な意見などを聴取し、効果的な施策の実施を推進します。

(4) 住民参加

ホームページによる情報提供やパブリックコメントなどにより、住民の意見を反映します。



4. 総合戦略の構成

(1) 基本目標

第3期総合戦略の基本目標については、「国の総合戦略」が示す4つの基本目標を勘案し、第2期総合戦略における成果や課題を踏まえたうえで、「佐呂間町人口ビジョン」における人口の将来展望値を目指すため、施策分野ごとに基本目標を設定します。

なお、基本目標には第3期総合戦略の目標年次である2030年度（令和12年度）において、本町として実現すべき成果を重視した数値目標を設定します。

(2) 基本施策

施策分野ごとに掲げられた基本目標を達成するために講ずべき基本施策を設定します。

(3) 具体的な施策

計画期間（5年間）において実施する施策を設定します。また、具体的な施策ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI¹）を設定します。

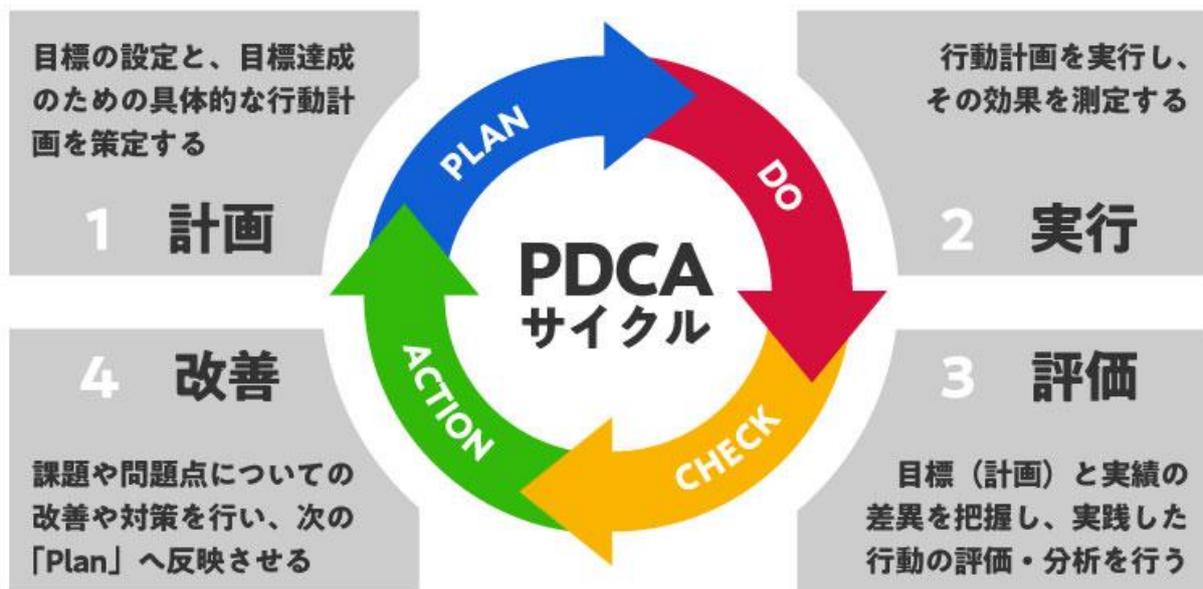
¹ KPI（重要業績評価指標） 「Key Performance Indicator」 の略称で、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

5. 「PDCA サイクル」による進捗管理

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、PDCA サイクル²を確立することが必要です。

具体的には、第3期総合戦略で掲げた事業を実施していくとともに、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のPDCAサイクルを実行しながら、総合戦略の推進、進捗管理を行っていくことになります。

本町においても、地域課題に基づく適切な政策目標を設定し、各施策・事業の進捗状況を検証し、改善するPDCAサイクルを確立していきます。



² 「Plan Do Check Action」の略称で、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中にサイクルとして取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

6. 国や道の総合戦略との連携や制度の活用

第3期総合戦略の実施においては、国や道の総合戦略に基づく施策と連携していくとともに、地方創生推進交付金など、地方創生に係る各種補助制度等の活用も検討していきます。

7. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

第3期総合戦略の推進にあたっては、本町の人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、国が示す5つの政策原則に基づき、施策を展開していきます。

(1) 自立性

本町はこれまでも、地域の活力を再生するための様々な取り組みを進めてきましたが、第3期総合戦略の策定を踏まえ、地域や民間事業者、個人等の活力を積極的に活用しながら、一過性の対症療法的なものではなく、構造的な問題に対処し、本町の活力を再生・維持していくための取り組みを進めます。

(2) 将来性

地域が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点をおき、活力のある地域産業の維持・創出、地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する施策を進めます。

(3) 地域性

地域の実態や将来性を踏まえた、持続可能な施策を進めます。

本町の地域特性を生かした、第3期総合戦略の策定及び各種事業の実施を進めるとともに、近隣町と共通する課題に対しては、広域的な連携による事業の実施を進めます。

(4) 直接性

限られた条件の中で最大限の成果をあげるため、「ひとの創生」「しごとの創生」そしてこれらを支える「まちの創生」に直接的に効果がある施策を集中的に実施します。

(5) 結果重視

施策実施による結果に重点をおくために、具体的な数値目標を設定し、「PDCA サイクル」による政策効果を客観的に検証し、必要に応じて改善等を実施します。

8. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

第3期総合戦略の策定にあたっては、国際社会全体で取り組むこととされている「持続可能な開発目標（SDGs³）」で掲げられている理念を取り入れながら取り組んでいきます。

なお、第3期総合戦略と SDGs の達成を見据えた施策の展開との関係性を視覚化するため、基本目標ごとに関連する SDGs の 17 の目標（ゴール）を示しています。

³SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、2015年に国連で採択された2030年までに世界中のあらゆる課題を解決するための指針です。課題解決に向けて17の目標が設定されており、目標達成に向けて世界中の国や自治体、企業などで取り組みが進められています。

SDGs の 17 の目標（ゴール）

目標（ゴール）		目標意訳文（原文）
	1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	10 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

9. 「基本目標」の設定

「第1期総合戦略」及び「第2期総合戦略」から切れ目のない施策を進めるために「佐呂間町総合計画」を基本とし、国の「第3期総合戦略」や道の「第3期北海道創生総合戦略」を踏まえ、「第3期総合戦略」に取り組むうえでのテーマと、大きな柱となる基本目標を設定します。

『第3期 佐呂間町総合戦略』

【テーマ】

- ◆ 自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つく）る、生涯の郷（さと）、サロマ

【総合戦略で目指すまちの方向性】

- ① まちづくり～安全安心で豊かなまちをめざして
- ② 産業振興～自然とともに持続可能な循環型の産業をめざして
- ③ 社会福祉～絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざして
- ④ 教育文化～心を豊かにする学びをめざして

【新たな視点】

- 視点1 多様な人材の活用を推進する
- 視点2 魅力を育み、人が集うコミュニティの構築
- 視点3 「関係人口」「交流人口」の創出・拡大
- 視点4 新しい時代の流れを力にする（地域における「Society5.0」の推進）
- 視点5 SDGs（持続可能な開発目標）を意識した横断的な目標への取り組みを推進

基本目標1

地域産業の振興により、多様な雇用を創出する

地域産業の振興により、町内経済循環を高め、多くの人たちが本町で働くことができる多様な雇用の場を増やします。

基本目標2

地域の魅力を生かし、新たな人の流れをつくる

本町と多様に関わる「関係人口」「交流人口」を創出・拡大させるとともに移住・定住対策にも取り組みます。

基本目標3

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

本町で結婚・出産・子育てを望む人たちを支援するとともに、子育てしやすい環境の充実を図ります。

基本目標4

安心して住み続けることができる地域をつくる

世代を問わず、誰もが安心して住み続けることができる環境の充実を図ります。

1 地方に仕事をつくる

2 ひとの流れをつくる

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

4 魅力的な地域をつくる

国の第3期総合戦略の基本目標

II. 基本戦略

基本目標 1 地域産業の振興により、多様な雇用を創出する

関連する「SDGs」の目標



数値目標

指 標	現 状 値	目 標 値
農業生産額	98 億円（令和 6）	100 億円（令和 12） ※JA サロマ第 10 次中長期計画目標額
漁業取扱額	39 億円（令和 6）	39 億円（令和 12） ※現状値を維持
製造品出荷額	502 億円（令和 6）	502 億円（令和 12） ※現状値を維持

基本方向

本町では、15 歳～24 歳までの転出超過が他の世代に比べ突出して多く、その大半は進学による転出とされます。また、町外へ進学した後、卒業後に希望する就職先が町内に不足しているとも推測されます。

安定的な就労環境を創出するため、関係機関と連携しながら、雇用の場の確保及び就労の安定化を促進するため、基幹産業の担い手の育成・確保などに取り組むとともに、労働希望者が少ない状況が見受けられる、農産・水産加工施設における労働力確保に努めます。

また、行政と関係機関が連携しながら、町内での購買力を高め、商店街の活性化を図るとともに、町内商工業の経営基盤強化に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値
新規就農者数 (※Uターン等による後継含)	2人（令和2～令和7） ※令和2～令和6合計	5人（令和12） ※令和8～令和12合計
漁業個人経営体	76経営体（令和7） ※令和7現状	76経営体（令和12） ※現状値を維持
商工会会員数	154会員（令和7） ※令和7現状	154会員（令和12） ※現状値を維持

施策1 農林水産業の振興と担い手の確保

持続的で安定した経営のための担い手確保・育成、技術支援など包括的な支援を実施します。

1. 産業振興【農業】

◆ 農業経営の確立

- 〈105〉 循環型農業の促進
- 〈106〉 経営安定化の促進
- 〈108〉 生産施設の改善整備の促進
- 〈109〉 法人化の促進
- 〈116〉 農業従事者の確保

◆ 担い手対策

- 〈117〉 新規就農者対策の推進
- 〈118〉 後継者対策の推進

◆ 農畜産物の研究開発

- 〈119〉 6次産業の促進
- 〈121〉 地域ブランドの構築

◆ 農村環境

2. 産業振興【林業】

◆ 林業・林産業の振興

- 〈125〉 計画的な造林・保育・伐採の促進
- 〈126〉 林業経営効率化の促進
- 〈129〉 他産業との連携による利用促進
- 〈130〉 広域連携による流通の効率化と販路拡大

◆ 森林保全

3. 産業振興【水産業】

- ◆ 漁業経営の確立
- ◆ 生産基盤整備
 - 〈139〉 漁港整備の促進
 - 〈140〉 漁業関連施設整備の促進
- ◆ 環境保全

施策2 商店街の活性化、中小企業・小規模企業の振興と労働力の確保

町内消費活動の促進による商店街の活性化と地元企業の育成、経営基盤の強化を図るとともに、意欲ある人材が活躍できるよう環境整備に努めます。

1. 産業振興【商工業】

- ◆ 商店街の活性化
 - 〈143〉 町内消費活動の増加促進
 - 〈144〉 商店街環境整備の促進
- ◆ 中小企業・小規模企業の振興
 - 〈145〉 経営基盤整備の支援
 - 〈146〉 労働力確保対策の推進

「施策」の設定・見方について

- 施策の設定については、『第5期佐呂間町総合計画－基本計画－施策の体系』より抜粋しています。
- 施策の見方について
『1（番号）、大項目【中項目】－◆小項目－〈No.〉主要施策』の順に記載しています。

基本目標 2 地域の魅力を生かし、新たな人の流れをつくる

関連する「SDG s」の目標



数値目標

指 標	現 状 値	目 標 値
転出超過人数 <small>※社会増減（転入-転出）</small>	▲60人（令和4～令和6） <small>※令和4～令和6の平均</small>	▲50人以内（令和12） <small>※年間社会減人数</small>
観光客入込数 <small>※2期は数値目標</small>	180万人（令和7）	観光客入込数 <small>※年間入込数</small>

基本方向

オホーツク認知度調査による「サロマ湖」の認知度の高さを活用した、本町のブランド力向上を目指し、「佐呂間町サポーターズ倶楽部事業」や「佐呂間町ふるさと納税事業」などによる関係人口、交流人口拡大施策とNPO法人佐呂間町観光協会が主催する「サロマ大収穫祭」や「サロマ・ハロウィーン・ナイト」など、町内イベントによる観光振興や首都圏・都市圏、経済交流都市などで開催される各種イベントに参加し、本町のPR活動を積極的に推進することに努めます。

また、移住・定住対策として、既存の本町交流人口拡大施策やPR事業に加え、「地域おこし協力隊制度」を活用し、観光協会と連携した「佐呂間町を訪れ、体験してもらおう」施策の推進に努めます。

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値
佐呂間町サポーターズ 倶楽部会員数	4,065人（令和6） ※令和6会員数	4,700人（令和12） ※計画期間内達成目標
サロマ湖展望台入込数	19,012人（令和7） ※令和7実績	20,000人（令和12） ※年間入込数

施策1 関係人口・交流人口の拡大

積極的に本町PR事業を展開し、本町のブランド力・認知度の向上を図り、関係人口・交流人口の拡大を推進します。

1. まちづくり【広域交流】

- ◆ 地域間交流
- ◆ PR・情報発信

〈020〉PR・情報発信事業の推進

施策2 地域資源を活かした観光の推進

本町が有する「サロマ湖」や「のどかな農村風景」などの地域資源を活かした魅力ある観光産業を推進します。

1. 産業振興【観光】

- ◆ 観光・物産の振興

〈147〉滞在型観光の推進
 〈148〉観光客誘致の推進
 〈149〉経済交流事業の推進
 〈150〉地域資源高度利用の促進

- ◆ 環境整備

〈151〉観光関連施設整備の推進

- ◆ 自然保護

〈152〉自然環境改善の推進

施策3 移住・定住対策の推進

「佐呂間町を訪れ、体験してもらう」ための施策を推進します。

1. まちづくり【町民参加のまちづくり】

◆ 住民定住対策

- 〈012〉 企業誘致の促進
- 〈013〉 企業への創設支援
- 〈014〉 定住の促進
- 〈015〉 住宅環境の整備

「施策」の設定・見方について

- 施策の設定については、『第5期佐呂間町総合計画 — 基本計画— 施策の体系』より抜粋しています。
- 施策の見方について
『1（番号）. 大項目【中項目】 — ◆小項目 — 〈No.〉主要施策』の順に記載しています。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

関連する「SDGs」の目標



数値目標

指 標	現 状 値	目 標 値
合計特殊出生率	1.05 (令和6)	1.95 (令和12) ※人口ビジョンにより設定
佐呂間高校進学率	58.3% (令和7)	65.0% (令和12)

基本方向

今後も出生数の減少が予測されることから、この状況を変えるため、結婚を望む人が出会い・結婚できるような取組への支援を行うとともに、妊娠・出産・育児の経済的支援や子育て支援の充実を図りながら、安心してより多くの子どもを育てていくことができる支援策及び地域が一体となって子育てをしていくような環境づくりに努め、親が誇りをもって子育てできるまちづくりを推進します。

また、佐呂間高校の存続対策として「卒業生就学応援補助金制度」をはじめ、在校生に対する「模擬試験・資格取得検定受験料補助」など行っていますが、更なる強化を図るため、高校と連携しながら道外等からの生徒の受入確保対策を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値
結婚組数	7組（令和6）	10組（令和12） ※年間結婚組数
出生数	25人（令和2～令和6） ※令和2～令和6の平均	30人（令和12） ※年間出生数

施策1 若い世代が交流する機会や出会いの場の創出

結婚を望む男女の希望をかなえるため、若い世代が交流する機会や出会いの場の創出に努めます。

施策2 出産・子育て支援（中学生まで）

それぞれの家庭が希望している子どもの数どおりに子どもを産み育てることができる環境整備に努めます。

1. 社会福祉【児童福祉】

◆ 幼児期保育

〈183〉 保育体制の充実強化

〈185〉 子育て支援センターの利用促進

◆ 子ども・子育て支援

◆ 母子の健康・育成支援

施策3 教育環境の充実

未来を担う子どもたちに、学力的・社会的・職業的な向上・自立に向けて、関係機関と連携し、必要な能力や資質が育つよう、魅力的な教育環境の整備に努めます。

1. 教育文化【学校】

◆ 小中学校

〈198〉 学力向上の推進

- 〈200〉 教育環境の整備
- 〈202〉 教育相談体制の充実
- 〈203〉 コミュニティスクールの推進
- 〈204〉 保小中高の連携強化
- 〈206〉 学校施設の整備充実
- 〈208〉 国際理解教育の推進

◆ 高等学校

- 〈209〉 佐呂間高校存続の対策強化
- 〈210〉 特色ある地元の高校づくり
- 〈212〉 国際交流事業の推進
- 〈213〉 地域に開かれた高校づくりの推進

◆ 給食

- 〈216〉 食育の推進
- 〈217〉 安心安全な給食の提供

2. 教育文化【人づくり】

◆ 子育て

- 〈220〉 地域や関係機関との連携・協働

◆ 育ち

- 〈223〉 世代間交流の促進
- 〈224〉 多様な活動への支援
- 〈225〉 情報活用教育の充実

「施策」の設定・見方について

- 施策の設定については、『第5期佐呂間町総合計画 — 基本計画— 施策の体系』より抜粋しています。
- 施策の見方について
『1（番号）. 大項目【中項目】 — ◆小項目 — 〈No.〉主要施策』の順に記載しています。

基本目標4 安心して住み続けることができる地域をつくる

関連する「SDGs」の目標



数値目標

指 標	現 状 値	目 標 値
サロマガンキマイレージ 事業利用世帯	190世帯（令和6）	200世帯（令和12） ※年間利用世帯数
65歳以上の 要介護認定率	21.5%（令和6） ※令和6実績	22%以内（令和12） ※計画期間中維持を目標

基本方向

「クリニックさろま」及び町内の歯科医院を中心に医療体制の確保・充実に努め、第二次医療圏、第三次医療圏との広域連携医療に取り組み、町民の健康を守るための体制を維持するとともに、住民の健康意識の向上を図るため、各種「健康教室」や「サロマガンキマイレージ事業」など老若男女を問わず、町民が自主的に健康づくりに取り組むための環境づくりを推進します。

また、少子高齢化が進む中、高齢者のみの単身・夫婦世帯が増えていくことが今後も予想されるため、高齢者が安心して生活できる環境整備や見守り体制の充実を図ります。

なお、全ての住民が「安心して暮し続けることのできるまちづくり」を目指し、「持続可能な地域コミュニティの形成」と「住民の命と健康を守るための施策の推進」、「防災無線整備事業」など災害に強いまちづくり施策を推進していきます。

重要業績評価指標（KPI）

項目	現状値	目標値
健康教室参加者数	1,972人（令和6） ※令和6実績	2,000人（令和12） ※年間参加者数
「防災・安心メール さろま」登録者数	919人（令和6） ※令和6登録者数	1,000人（令和12） ※計画期間内達成目標

施策1 住み慣れた地域で暮らせる包括的な支援、地域医療体制の充実

医療や介護の不安を和らげ、住み慣れた自宅や地域で暮らせる包括的な支援や地域医療の充実を図ります。

1. 社会福祉【高齢者福祉】

◆ 安全安心の確保

〈163〉 地域見守りネットワークの体制強化

◆ 高齢者福祉輸送

〈166〉 ふれあいタクシー事業の充実

〈167〉 外出支援サービス事業の充実

2. 社会福祉【介護福祉】

◆ 介護保険サービス

〈171〉 介護保険サービス体制の充実

◆ 地域支援事業

〈173〉 地域包括ケアシステムの充実

〈174〉 医療と介護の連携強化

3. 社会福祉【保健医療】

◆ 健康づくりと食生活

〈190〉 生活習慣病予防事業の推進

〈191〉 健康づくり行動変容対策の推進

◆ がん予防対策

〈193〉 がん検診受診率向上対策の推進

〈194〉 クリニックさろまと連携した各種検診の充実

◆ 地域医療の充実

〈195〉 クリニックさろま医療体制の強化

〈196〉 町内歯科医療体制の充実

〈197〉 二次・三次医療機関との連携強化

施策 2 子どもから高齢者まで誰もが学び、集い、活躍できる地域を形成

子どもから高齢者まで誰もが学び、集い、活躍できる地域を形成するための施策を推進します。

1. 社会福祉【地域福祉】

◆ 地域福祉活動

◆ 生活困窮者対策

2. 社会福祉【高齢者福祉（再掲）】

◆ 生きがい対策

3. 教育文化【人づくり（再掲）】

◆ 生きがいづくり

〈231〉 全世代の社会参加の促進

◆ 健康づくり・スポーツ

〈233〉 多様な活動の振興・支援

4. 教育文化【学習支援】

◆ 団体支援

〈247〉 団体・サークルの活動支援

5. 教育文化【文化】

◆ 芸術・文化

〈249〉 団体・サークルの活動支援

施策3 「質の高い暮らしのため」の機能整備

質の高い暮らしのため、まちの機能の充実を図ります。

1. まちづくり【情報環境・管理体制】

◆ 情報通信システム

〈025〉 光通信の格差是正

〈027〉 新たな情報通信手段への対応

2. まちづくり【交通網の整備】

◆ 交通

〈095〉 運行体制の充実

〈096〉 計画的な車両更新

施策4 防災体制の充実による安全安心なまちづくり

災害に強いまちづくりを推進します。

1. まちづくり【安全な生活】

◆ 防災

〈081〉 防災意識の高揚と防災体制の確立

〈082〉 防災資機材の整備充実

〈083〉 防災訓練の実施

〈084〉 防災行政無線による伝達訓練の実施

〈085〉 「防災・安心メールさろま」登録者の拡大

〈086〉 地域防災拠点施設の整備

「施策」の設定・見方について

- 施策の設定については、『第5期佐呂間町総合計画 — 基本計画— 施策の体系』より抜粋しています。
- 施策の見方について
『1 (番号)、大項目【中項目】 — ◆小項目 — 〈No.〉主要施策』の順に記載しています。



第3期 佐呂間町地域創生総合戦略

(令和8年度～令和12年度)

策定：令和8年4月

発行 佐呂間町

編集 佐呂間町企画財政課企画係

〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

T E L 01587-2-1214

F A X 01587-2-3368

E-MAIL kikaku@town.saroma.hokkaido.jp